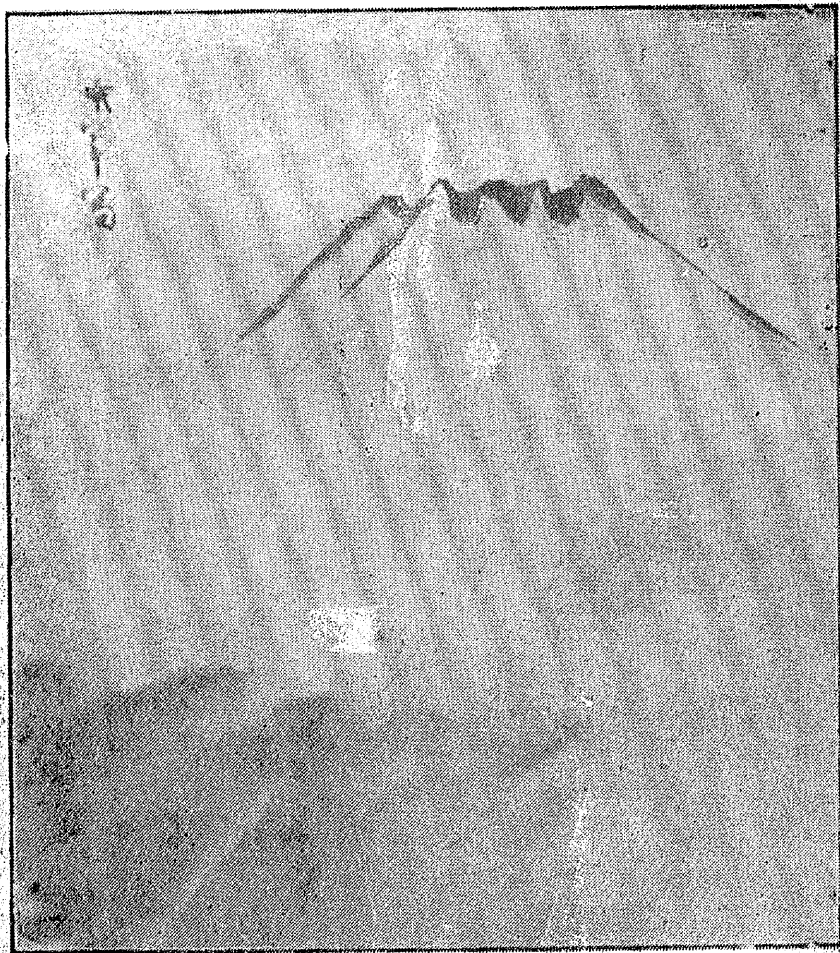


石炭鑛業 互助會報

第 十 一 卷 · 第 一 十 二 號 合 併 號



石炭鑛業互助會發行

昭和十六年九月七日第三種郵便物認可
昭和十六年十二月二十四日印刷
昭和十六年十二月二十八日發行

互助會報
石炭鑛業

三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八。至三八二

振替(福岡二四五。

番号)下關二八四二

お知らせ

御承知の如く石炭統制會並に統制組合の設立により石炭鑛業互助會並に互助會石炭株式會社は去る十二月十三日に發展的解消を行ひ、新に北九州石炭統制組合、北九州石炭統制株式會社の創立を見ることとなりました。従つて我が「互助會報」もその名稱を「北九州石炭時報」と改め明年一月より新装して發行致します。こゝに「互助會報」時代の御愛顧を謝すると共に併せて「北九州石炭時報」に對する皆様の御援助を希望する次第であります。

三井銀行



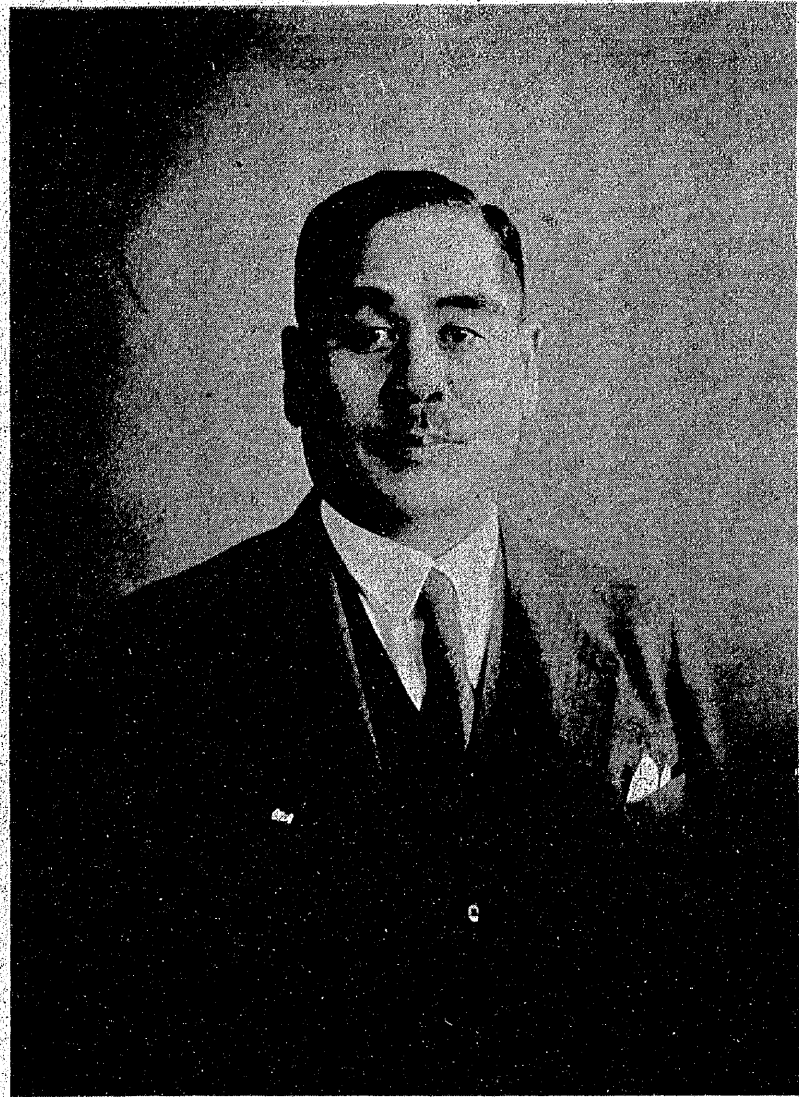
若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二
振替 福岡一四五〇
番号 下關二八四二

お知らせ

御承知の如く石炭統制會並に統制組合の設立により石炭鑛業互助會並に互助會石炭株式會社は去る十二月十三日に發展的解消を行ひ、新に北九州石炭統制組合、北九州石炭統制株式會社の創立を見ることとなりました。従つて我が「互助會報」もその名稱を「北九州石炭時報」と改め明年一月より新装して發行致します。こゝに「互助會報」時代の御愛顧を謝すると共に併せて「北九州石炭時報」に對する皆様の御援助を希望する次第であります。



北九州炭統制組合理事長
武 内 禮 藏 氏

武内禮藏氏の略歴

氏は明治二十三年一月福岡縣直方の名望家武内又兵衛氏の長男として生れた。夙に地下資源の開発を志して直方市鑛山學校に學び研鑽よく鑛業知識の基礎を磨いて後、金丸鑛業株式會社の經營に當り大いに敏腕を揮ひ一躍九州業界の第一人者と謳はれるに至つた。

而して昭和十一年十一月九州、山口の石炭鑛業家を打つて一丸とせる五助會石炭株式會社が創立させられるや衆望を擔つて専務取締役任に推され、戰時体制下に於ける石炭増産の第一線に活躍するに至つた。資性剛直なる反面情誼に厚く常に職域奉公の信念に向つて邁進しつゝあり。

今や西日本業界の重鎮として衆望將に翕然たるものがある。尙氏は趣味を求めず全生命を擧げて事業の上に捧げつゝあり、家庭にあつては良妻賢母の譽高き年代夫人との間に三男四女を擁して和氣霽々たる圓滿振りを見せてゐる。蓋し地下資源開發の第一線的人材として江湖の期待切なる所以である。



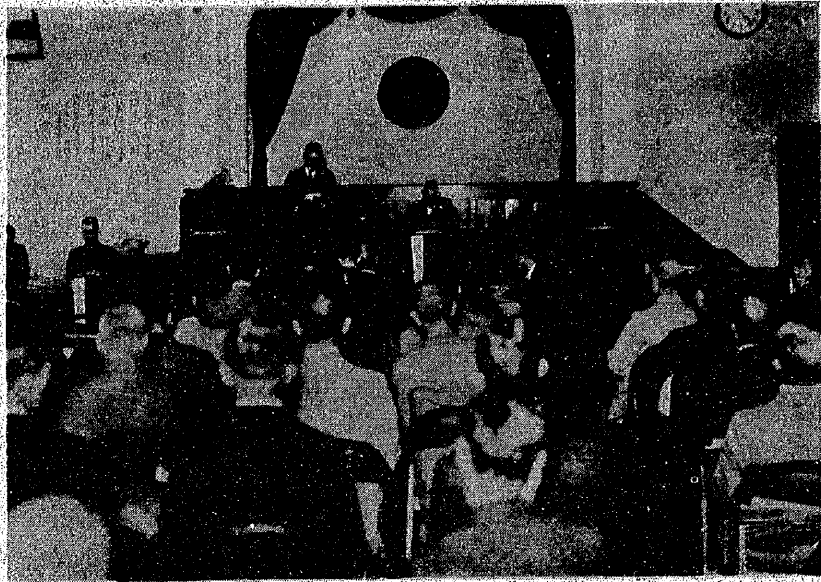
長 部 務 總
氏 三 好 代 八



長 部 材 資
氏 三 有 司 赤



長 部 産 生
氏 吉 源 口 谷



會總立創合組制統炭石州九北
 (所議會工商岡福於日八十月一十)



會員委立設合組制統炭石內管局督監山嶺岡福
 (ルテホ光觀岡福於日四月一十)

相 談 役



氏藏伊井藤



氏雄貞恒久



氏治市代北

評 議 員



氏一佐山見野



氏郎大熊丸金



氏吉代根梅



氏滿吉有



氏訓重邊田



氏藏寅籠田



氏雄弘本西



氏保上橋



氏男隆田西



氏親山田蔽



氏誠原菅

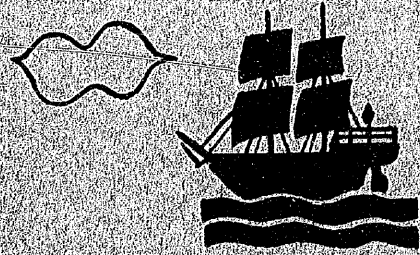


氏藏要木鈴

監 事

石炭鑛業
互助會報

第六卷・十一月二十日合併號



石炭鑛業互助會



柿島福鑛局勞務課長着任

新任福岡鑛山監督局勞務課長柿島民堂氏は十月二十七日單身博多驛着列車で着任した。氏は本年三十三歳、山梨縣甲府の出身、昭和十一年東大政治科卒業、直ちに厚生省職業部に入り昭和十四年七月商工省燃料局事務官に轉じ今日に至つたものである。家庭には美智子夫人(三六)との仲に一男一女がある

(寫眞は柿島勞務課長)

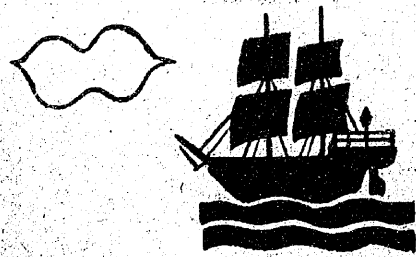
氏は語る

福岡には最近水害の際と、その前若松には一、二度来たこと
がありますので大つかみだけは承知してゐます。

時局柄鑛産の増産が要請せられ、その骨格を爲す勞働問題を
掌ることになりましたので、各位の御指導と御鞭撻とを得ま
して只曾御奉公申上げ度いと存じてゐます。

石炭鑛業
互助會報

第六卷・十一月二十日合併號



石炭鑛業互助會



柿島福鑛局勞務課長着任

新任福岡鑛山監督局勞務課長柿島民堂氏は十月二十七日單身博多驛着列車で着任した。氏は本年三十二歳、山梨縣甲府の出身、昭和十一年東大政治科卒業、直ちに厚生省職業部に入り昭和十四年七月商工省燃料局事務官に轉じ今日に至つたものである。家庭には美智子夫人(三六)との仲に一男一女がある(寫眞は柿島勞務課長)

氏は語る

福岡には最近水害の際と、その前若松には一、二度來たことがありますので大つかみだけは承知してゐます。時局柄鑛産の増産が要請せられ、その骨格を爲す勞働問題を掌ることになりましたので、各位の御指導と御鞭撻とを得まして只管御奉公申上げ度いと存じてゐます。

石炭鑛業互助會報第六卷第十一號 目次

(昭和十六年十一月)

◇論 說

鑛物増産に就いて……………

商工次官……………椎名悦三郎……………一

北九州石炭統制組合の誕生を祝す……………

福岡鑛山監督局長……………中村幸八……………四

重要産業団体令の趣旨……………

福岡鑛山監督局長……………岡田秀雄……………六

石炭統制會設立に際して……………

石炭統制會會長……………松本健次郎……………一〇

◇北九州石炭統制組合設立

創立總會、役員、定款、事務局會費徵收規定、石炭統制會成る……………

一六

◇法 令

重要産業指定規則其ノ他……………

一四

◇法令解説

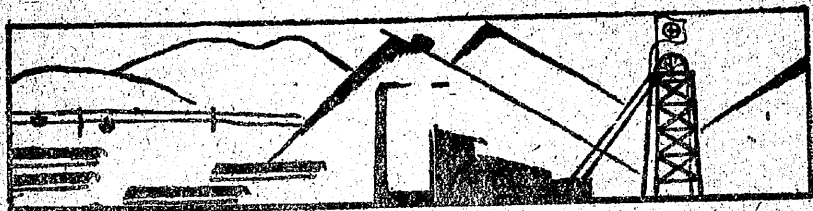
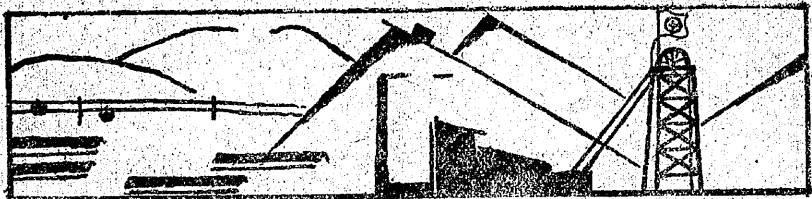
重要産業団体法令……………

一四

◇參 考

石炭山計畫遂行奉星取相撲大會……………

一四



鑛山吹奏樂團音樂大會……………

一五

茶穀回收運動……………

一五

◇炭坑めぐり

早良炭坑……………

一五

◇本會記事

互助會體育大會……………

一五

資材部懇談會……………

一六

統制部……………

一六

◇石炭採掘權設定並ニ移轉

一六

◇炭界日誌

一六

◇石炭鑛業互助會解散式に於ける講演

互助會の解散につき所感を述べ……………

福岡鑛山監督局長……………岡田秀雄……………一七

互助會の歴史を顧みて……………

石炭鑛業互助會會長……………山本平八……………一七

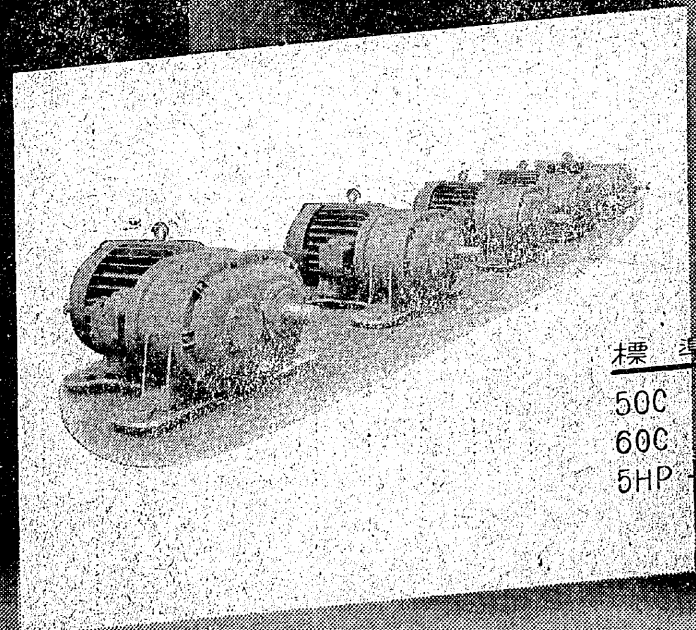
互助會の解散と私の願ひ……………

石炭鑛業互助會理事衆議院議員……………松尾三藏……………一七

◇編輯後記

一七

炭坑用途 GMD型ヤード用



標準型
50C 33RPM
60C 40RPM
5HP - 25HP

奈須野機械有限公司

大阪市此花区對込町二十三番地
電話此花(46)一四八二・一四八三・一四八四番
東京出張所 東京市京橋區木挽町六丁目二番地
電話銀座五〇四・五〇五・五〇六番
九州出張所 福岡市七尾服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番

論

說

鑛物の増産に就て

商工次官 椎名悦三郎



我國に於て鑛物資源の確保が今日程その緊要の度を加へつゝあるは未だ嘗てありません。高度國防としての國家經濟体制整備の爲鑛産物を計畫通り確保することが先づ第一の要件であります。我國は從來必要なる鑛物資源の一端を外國に依存して居りましたが事態が今日の如くなつては、もはやこれを海外に期待することは出來ないのであります。従つて我國と致しましては鑛物を自給する建前をもちまして敵性諸國が我國に對し壓迫を加へんとするのを、遂にこちらから積極的
に反撥する力を養はねばならぬのであります。今や各所に鑛山が急速に開發されて居りますのは、かゝる事態に對處する爲でありまして、これが爲商工省に於てはいろいろの施設を講じて居るのであります。即ち諸般の法令を整備して増産遂行に支障なからしめんとしてゐるのであります。或は又資金調整法の運用上に於て鑛山關係の費用はそれを重要産業として優先的に取扱つて居るのであります。昨年末頃金融機關が鑛山に貸付けた金額は實に七億圓に上つて居ります。又鑛

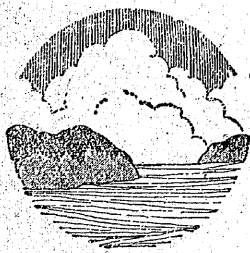
山會社新設の増資等を合計すると二十二億圓に達するのでありまして、この巨額の資金を鑛山事業に動員して居るのであります。この外増産奨励金、擴充補助金等を交付しこれが奨励も行つてをりますし尙鑛山用の機械類は勿論のこと、カーバイト、地下足袋、軍手等に致しましても又凡そ鑛山開發に必要な物資は一般より優先的に配給して居るのであります。以上の如く政府では凡ゆる分野に亘つて鑛物資源の開發につとむると同時に、あらゆる角度より、これを助成して居るのであります。政府が如何に鑛山を重視してゐるか、これでもお分りのことと存じます。

昨年來、度々金屬、或は石炭の増産強調週間を實施して参りましたが、その間にあたり、鑛山經營者は勿論のこと従業員各位の熱誠あふるゝ非常なる努力によりまして何れも相當の好成績をあげ得ました。これは誠に欣快同慶に堪えませんが、かくの如く鑛山の重要性あるにも拘らず世間には往々鑛山について誤つた見解が行はれて居りますことは誠に遺憾でありまして、是非共これは是正して行かねばならぬと思ひます。例へば鑛山の勞働はこの世の地獄などと言はれたり、鑛山の氣風をとやかく考へる人もありましたが、今日の鑛山の勞務は實に規則正しく勞務者も相互の精神と職域奉公の念に満ちみちて居ります。設備も地上の設備よりも安心で完備の程度となつて居ります。各種福利の施設も他の工場に優るとも劣らないのでありまして、一度今日の鑛山の事情を見れば昔の考への誤つてゐることがお分りのことと思ひます。

鑛山は今や人を大いに必要として居ります。どうかこの際謬見を一擲して勞務を供給して戴きたいと思ふのであります。國家はこれら人士を一人でも多く得られることを期待して居ります。この夏國民皆勞の精神に基いて各地に勤勞報國隊が結成せられ大いに増産を強行せられましたことは感謝に堪えないところであります。冬期にも行はるゝことと思ひますが今後共熱誠なる協力を期待して居る次第であります。

目下鑛山に於ては鑛業報國強調期間が實施されて居りますが申すまでもなく、この運動の趣旨は事業主、勞働者一体と

なつて事業一家、職域奉公の誠を盡し勤勞精神を發揮して最大の能率をあげ、以つて鑛物を増産、國防を充實せんとするものであります。臨戦体制下事業經營せられてゐる方も事業に従事せられてゐられる方もその矜持せらるゝ國防精神を充分發揮せられましたならば鑛物の増産は期して待つてきものがあると思ひます。鑛業に従事せらるゝ諸君は第一線の將兵にも比すべき國家の戦士であります。諸君は諸君に課せられたる重責を認識せられ緊禪一番、不退轉の意氣を以つて努力せられんことを切に希望する次第であります。今や緊迫せる國際情勢に於て、我國は重大局面に立つて居ります。この難局を突破し、我國聖戰目的を遂行するもせざるも一にかゝつて諸君の努力如何にあると言ふも過言ではありません。一般國民もこれに對し理解と努力を持つていただきたい。そして國民全部が一致協力してこの強調期間の意氣を体し眞剣に努力せられんことを希望して止まない次第であります。





北九州石炭統制組合の誕生を祝す

福岡縣鑛山監督局長

中 村 幸 八

本日は北九州石炭統制組合の創立總會が開催されました各位に於かせられては長時間に亘り熱心に御審議になられた結果、こゝに事實上北九州石炭統制組合の誕生を見後はたゞ商工大臣の認可を待つのみとなつたのであります。誠に邦家の爲欣快に堪えない次第でありまして、衷心より御祝を申上げる次第であります。尙重要産業団体令發令當時より今日まで多忙の中にも拘はらず一方ならざる御盡力をなされた設立準備委員、設立委員の方に對して深甚なる謝意を表する次第であります。御承知の通り我國をめぐる國際關係は極めて緊迫してをります。英米等敵性國家群は我が八紘一宇の大理想を顯現し東亞永遠の平和を招来せんとする我が方の精神を蹂躪し我が生命線たる大東亞共榮圈の確立の爲に支那事變の完遂を妨害しつゝありまして將に一觸即發何時太平洋上狂瀾を卷起さんかも極め難いものであります。我が國と致しましては誠に前古未曾有の國難に直面してゐるのであります。

これに對する爲我國は急速に臨戰体制を整備し高度國防國家を確立し以つて毅然たる所信を貫徹せんとする信念と用意がなければなりません。その爲茲に内閣の更迭を見今また世界注視の中に議會が招集せられてゐるの次第であります。就中經濟体制の新編成するは急務中の急務であります。重要産業団体會にもとづいて各種の統制會が次から次へと生まれてゐるのも一にこの緊迫せる國際情勢に對應せんとするに外ならないのであります。かくて我國の産業の基礎をなしてゐる石炭鑛業は、早急に他に先んじて整備するに必要上重要産業団体令の公布せらるゝと同時に閣令を待たず着手したのであります。石炭統制會の下部組織たる統制組合設立も之に呼應して先般來用意萬端調ひまして本日の總會を迎へた次第であります。こゝに手續は全く完了我々の手をはなれ事實上組合の結成を見たのは邦家のため喜びにたえない次第であります。

統制組合の性格や組合の營むべき事業或は組合の運営指導精神とう言つたことについては總務部長より詳細に説明した通りであります。要するに石炭統制組合は臨戰体制下生産力擴充の一翼として旬日の中に設立を見ますと、ここの石炭統制會の下部組織としての建設を完遂せんとするものでありましてその責任は誠に重大なりと申すべきでありまして我々日本帝國の運命を双肩に負つてゐると言ふも過言ではないのであります。各位におかせられてはこの緊迫せる國際情勢を察知せられますと共に石炭統制組合の使命と責任の重大を痛感せられまして眞に滅私奉公、公益優先官民一致の見地に立つて和衷協力官民相擧つて職域奉公、鑛業報國の誠をつくし組合の健全なる發達をはかり石炭増産に格段の努力を傾注せられんことを希望して止まない次第であります。甚だ蕪辭でありますがいさゝか所懐をのべまして本組合の前途を祝福すると共に將來に對する私の希望を申しのべた次第であります。

(十一月十八日福岡商工會議所に於ける北九州石炭統制組合創立總會の際の挨拶、文責在記者)

重要産業団体令の趣旨

福岡鑛山監督局總務部長

岡 田 秀 雄

一体この重要産業の趣旨としては三つの点が考へられる。第一は經濟統制を官民一致してなしとげようと言ふのがその概である。昭和十二年支那事變の勃發以來政府は事變の進展に伴ひ限りある物資資力を無限の要求に應ずる爲矢つぎ早に各種の統制を公布實施して來たが政府の統制擴大強化に伴ひ所謂官僚統制に對する不滿と批難が高まつて來た。しかしその批難は全面的に肯定すべきものではなかつた。國民として非常時下に於てどうしても我慢しなければならぬ場合であるにも拘らず政府の所爲について批難する向があつた。これらは業者の中に自由の夢を追ひ私益のみを得んとして國家の必要を認めない人々の居ることを示してゐるものであつた。しかし他面、從來の統制が完璧であつたとは言はれない。勿論國を憂へる眞心から出たものであつても業界に通じない爲に却つて官民相刺を來たしたことは絶對にないとは申されない。斯様に考へると從來の統制の欠點は統制を行ふ官と統制をうける民とに分けてしまつたことが大なる欠點である。例へば從來官民協力といつても役人の立場からは「民間ではどうせ役人のやつてゐる仕事だからどうでもい」と傍觀的態度をとり更に進んで積極的に脱法方法を考へて自ら痛快として又利益をはかる。これはどうもけしからん」と言へば民間では「何にも經濟事情も知らぬ役人が獨善的にやるからいけぬ。こちらにももう少し相談してくれたらよいのに」と言ふ

正合で、結局これまでに眞の官民一致は出來なかつたのである。しかし最早や今日ではそれは許されなくなつた。どうしても圓滿に強調してこの非常時局下のりきる爲、一億國民が心を一つにして奮勵努力しなければならぬのである。統制經濟を巡つて摩擦があつたり脱法行爲があつては國策を圓滑に遂行することが出來ない。これらの弊害を除去する爲眞の官民一体が要望されるに至つたのである。重要産業団体令の目的の一つはこゝにある。政府は茲に國家目的を達成するに足るべき強力にして信頼し得る民間經濟團體を作らせ國家の重要計費にまで參畫する權限を認め他所から加へる統制でなく自ら湧出る統制に依らしむる。そして政府は職域奉公の眞心を盡さしめる爲直接政府の諸計畫に參畫せしめ以つて統制を高度に活用して計畫遂行に充分なる責任を持たせると共に弊害を一舉に打開して行かうと言ふのであつて、その規定については第四條を御覽願ひたい。今後に於ては漸に樹てられる國策の立案にあつて民間側が參畫協力することになり従つて、その國策の遂行にあつて民間が協力するのは當然となるのである。第六條にはそのことが更に具體的にかいてある。即ち國家の重要産業に對しては重要産業団体令により設立された統制會が參畫することになつてゐるのであつて今申した官民一体の實をあげさしむるのである。重要産業団体令の第二の目的は指導者原理に基いてすべてのことを運營して行くことである。斯様に申せば或は一部の人は「それならば別に官民一体の實をあげる爲強力にして信頼するに足る民間經濟團體を作らせる必要はないではないか。今まで政府は各種既存團體を利用して統制を行はせてゐる、その必要はないではないか」と言ふ質問が出るかも知れない。いかにも從來のは同業組合とか工業組合とか各種の團體が存在して居つてこれら經濟團體は或は販賣條件の協定或は事實上の換短などを行つて共同利益の確保と團体の私の利益を擁護するものであつた。この爲、團體はどうしても團體の意志を決定するにあつて業者の利益を第一として會議をひらき、機會均等主義と言ふ風なことにより必然的に多數決によつてきめるのであつた。私が何もそう言ふ團體がわるいと言つてゐるので

はない。従従の団体は団体の私益を擁護せんとしてゐることを指摘するにすぎない。事變以來統制を急速に施行するため政府は應急的にこれら經濟團體に統制事務を委ね、それに今日まで引きずられて來たのは御承知の通りであるが、これは根本的にいつて統制を圓滑に遂行するに障害がある。このやうな既設団体をして統制事務を取扱はせて果して國策を圓滑に遂行させ得るであらうか。緊迫せる時局をのりきる爲、小數の識者が國家の意圖をくみとつて立案しても總會で多數の反對にあつたならこの國家の意圖は遂行する方法がないことになる。そこで重要産業團體令にもとづいて設立される經濟團體は指導者の原理をもととして行はれることになつてゐるのである。この規程が第十三條に述べてある。會長は統制會を代表する唯一の人であつて全責任をもつて處理して行くものであつて、殊更に當該産業の指導と言ふ點を強調してゐるわけである。

次に第二十九條を見ると左に掲げる事項は總會に諮り會長之を決すとなつてゐる。從來の經濟團體のやうに總會の決議でその決つたことを實行するのではない。會長は總會で諮問しなければならぬことになつてゐるが、その決議するのは會長の權限で總會はそれを束縛する權限はない。その他十四條にあるやうに副會長、理事長等の任命する權限も一部もつてゐる。もう一つ重要な點は第二十三條、二十五條の規定である。即ち統制規定に違反する場合は直に總動員法の違反となり二年以下の懲役、三千圓以下の罰金を課せられる。何故に統制規程に對してかゝる罰金があるかと申せば、統制會の定款に違反は内部における違反にすぎないが當該産業が國家的重要産業なるが爲に直に國家利益を害すると言ふ理由であらうと考へられる。その他指導者原理にもとづく種々の規定があるが、これは逐條説明の時に申上げる。

重要産業團體令の今一つの狙ひは各業種別の産業部門を綜合的に統制して行かうといふのである。從來において各種經濟團體は非常に澤山あり尙これら經濟團體の包含してゐる範圍は實に小範圍にすぎなかつた。そして各經濟團體は相互に

關連が少く一元的に統制されてゐなかつた。例へば石炭についても九州地區だけでも筑豊石炭鑛業會、肥筑鑛業會、宇部鑛業會、互助會、西部聯合會等同じ様な石炭生産部門について四、五の團體がある。その間綜合的にこの上に立つて矛盾なく率いて行くものはなかつた。今度始めて重要産業團體令によつて石炭など石炭部門について生産配給に至るまで經濟行爲を綜合的に統制して行かうと言ふのである。要するに私が今申しました様なことを端的に言ひ現はしたものが第四條なのである。尙第二項には當該産業に於る生産配給に關する統制指導その他會員及び會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制指導とあり、關する等と言ふボンヤリした字を使つてあるが、これは石炭統制會が生産より配給に至る運搬等一切をひつくるためた經濟行爲を綜合的に統制して行くと言ふ意味と承知してゐる。以上大体重要産業團體令の大きな睨ひどころを申上げた次第である。



石炭統制會設立に際して

石炭統制會會長

松 本 健 次 郎

支那事變勃發以來既に四年有余、今や我國は未曾有の重大時局に際會し、國を擧げての協力邁進に依り克く今日まで光輝ある青史の傳統を保持し、愈よ其の精華を發揚し來つたが、時局の推移は寔に逆睹し難く、國際の情勢亦端倪すべからざるものあり、この秋に當り我が肇國の大精神を具現して東亞繁榮の基礎を確立し以て新世界平和を招來せしむるは皇國民に課せられたる歴史的使命である。之を經濟方面に付て見るに最近數年間に於て經濟戰爭が世界的規模に擴大深化され且長期性を帯ぶるに及び、各國の經濟は國內的にも、對外的にも著しき變質を遂げつゝある裡に在つて、新に興隆せんとする國々は新たなる經濟秩序の確立を目指して國の總力を集中動員せしむべき重大なる轉機に直面するに至り、我國に於ては日滿支を一環とし大東亞を包容する自給自足の經濟を達成し、凡ゆる敵性國家群の包圍陣を突破して國防經濟の自主性を確保すべきことが喫緊の要務となつたのである。寔に支那事變の勃發を契機として促進せしめられた我國戰爭經濟の發展は尨大なる軍需品の生産を繞つて我國産業構成に未曾有の變革を齎し、國民經濟の根抵的建直しを要請しつゝある。而してかゝる要請に應じ、國防經濟の最高目的を達成せしむる爲めには、國內經濟体制を整備し、特に重要産業を中心とせる綜合的計畫經濟の活潑なる遂行を期すべく之が統制体制の整備確立を圖らなければならぬ。

昨年末經濟新体制要綱が閣議決定されてより茲に一年經濟界の機運漸く熟し、先般國家總動員法勅令として重要産業團體令が公布施行され、之に基き各重要産業部門に亘つて生産及配給を通ずる強力にして自律的なる一元統制を行ふべく統制會組織の結成を見るに至りたるは國家の爲め欣快の至りに存する所である。斯くして我國産業の最も重要なる一翼を擔ふものとして石炭の生産及販賣に關する專業は重要産業團體令による第一次産業として指定され、石炭統制會は茲に國家の使命を帯びて設立され、國防國家体制の完成を目指して積極的なる活動を開始することとなつたのである。

顧るに我國戰時經濟が支那事變の段階に移行するに及び、石炭産業は逸早く其の統制對象となり、先づ配給並に價格に付て諸般の臨時應急的なる法的統制が加へられたが、之等は何れも在來の自治的統制團體を主体とする多元的方法に従ひ、流通部面の一部を規律し、表面的なる市場價格を抑制せんとするものであつたが爲め、愈々深刻化する石炭問題の解決を至難ならしめるに至つた。こゝに於て政府に於かれては石炭對策の適否如何が戰時下最も緊要なる生産力擴充並に物資統制の目的達成上支配的なる影響を有する事實に鑑みられ、物價統制の線に沿ひ増産目的を最大限度に達成せしむると共に逼迫せる需給關係を調整するを目標として石炭配給統制法を制定し、之に基き石炭配給統制の中樞機關として日本石炭株式會社を設立し、同社に於て全國石炭の一手買入及販賣を行ひ配給の一元化を圖ると共に、プール平準價格制を採用して規格賣炭制を實施せしめ、一方に於て各種の補償金並に獎勵金政策を制定し、以て石炭増産上の要求と低物價政策上の要求との調和を期することゝ爲したるは周知の如くである。

斯くして最も困難を豫想された戰時石炭對策は、現實に妥當なる解決策として日本石炭株式會社を中樞とする配給機構の一元化を以て一應成就されたのであるが、しかも猶不斷に緊迫の度を増しつゝある努力、資材、資金等の生産諸條件或は輸送荷役條件の下に於て高度の石炭統制の實効を期する爲には、同社の配給統制事業と有機的關聯にある生産部面の統

制機構を整備し、相互に密接なる連繫を保持せしめつゝ、需給計畫に睨み合ひたる計畫生産の統制が確立せられなければならぬ。同社の開業以來滿一ヶ年を経過したる今日、斯業の最高統制機關として石炭統制會が設立され、之によつて石炭の生産及配給の表裏一体關係を緊密に結び付くる高度の統制機關が確立されるに至つたことは今後に於ける斯業の健全なる發展の爲め吾人の欣快に堪えざるところである。

次に本會の組織並に事業の概要を述べるにかゝる統制會社組織の結成に當り從來の自治的生產統制團體たる石炭鑛業聯合會を始め、石炭鑛業五助會、西部石炭鑛業聯合會、宇部石炭鑛業聯合會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同業會等は悉く發展的解消を遂げ、新に資本經營を同じくする年間三十万噸以上を生産する鑛業權者は直接會員として統制會に加入し爾余の中小鑛業者は統制運營の圓滑適正を圖る爲め各鑛山監督局管内別に——但し福岡鑛山監督局管内に付ては其の特殊事情により山口縣、福岡縣及福岡縣を除く九州及沖繩の三地區に統制會の下部組織として七個の石炭統制組合を結成して加入することとなり、又配給方面に關しては日本石炭會社が單獨に直接會員として加入することとなつてゐる。

從つて同社の下部組織として中小業者の組織する指定會社は鑛業權を主体として前記の地區別石炭統制組合の組織に合休するやう所屬株主の入れ替を行ふこととなり、茲に石炭の生産及配給を通じ我國石炭産業の劃期的編成が實現されることとなつたのである。

而して本會は本邦に於ける石炭産業の綜合的統制運營を圖り、國策の立案に參照し其遂行に協力するを目的とするが、この目的達成のため石炭に關する重要事項は總て本會の事業運營に包括されることになつてゐる。即ち生産及配給に關する計畫の設定及遂行に關する事項は素より、價格の設定又は輸送力の確保及荷役の合理化等も本會の統制機能に屬し、或は技術の向上、能率の増進、經理の改善を爲し、進んで石炭産業の整備確立を斷行し、常に會員の事業の監査、監督をな

す傍ら、石炭に關する調査及報道宣傳をも行ふ等凡そ石炭産業の統制指導に關する重要事項は悉く本會の事業に網羅されてゐるのである。又本會の下部団体として全國の地區別に組織さるべき石炭統制組合は、本會の指導監督の下に當該地區内に於ける石炭鑛業の統制運營を圖るを目的とし、これが爲め統制組合の事業には石炭の生産に關する諸般の計畫の設定及遂行に關する事項、企業の整備統合に關する事項並に事業の指導及検査に關する事項は總て之を包含し、且指導者原理の貫徹の上から其の所屬組合員の事業に付て統制會長の統制指導が直接及び得るものとされてゐることは注目すべき方法と言はなければならぬ。

次に上述の如き本會の事業が當面如何なる方針に從つて運營さるべきかに付て一言して置き度いと思ふ。

時局の進展に伴ひ我國産業に於ける石炭の重要性は日を追つて加重され、殊に製鐵事業、化學工業、發電事業等の生産擴充の要請に應じ、原料炭其他高級炭の需要は益々増加の趨勢を示しつゝあるに拘らず、最近に於ける増産實績に顧るに屢次に亘る不測の被害による影響にもより、數量に於て所期の豫想に達せられざりしのみならず、品質に於て遺憾の點尠からず、之が爲め石炭を需要する多くの産業に操業上の支障を及ぼし、産業界全般の生産性の向上に關し甚だ懸念すべき事態を生ぜしめつゝある。依つて時局の要求する適性炭の増産を圖り、眞に需給の合理的なる調整を期する爲めには何よりも先づ炭種別、品位別に綜合需給計畫を樹立し、之が實現に向つて總ての對策を實施すべきことが緊要であり、茲に本會の事業運營の基本方針がかゝる需給計畫の設定及遂行を軸として展開さるべき所以が存する。而して本會設立の當初の趣意が、石炭の生産及配給の表裏一体關係を結び付けて高度の計畫生産を完遂せしめるに在ることは前述の如くであるが既に極度に窮屈化する斯業の企業採算を緩和せしめ、當面の増産を促し、進んで長期の増産計畫に副ふべく企業に弾力性を付與せしめる爲には、炭價の改訂乃至は各種の補助金政策に再検討を加ふべき要あるは言ふまでもなきところなるも

既に資材、勢力の絶對的不足或は其の配分不圓滑による調達難の極限に達し居る現状に於ては單に價格面よりする操作のみによつて所期の増産の効果を收めんとするは不充分にして、かく限定されたる生産諸手段を最も有効に活用し斯業全般としての生産効率を増大せしめる爲めに、之等を重點的に高能率優秀炭礦に集中配分するの措置が取られることが必要であらう。資材及勢力の確保並に其の配分に關する計畫の設定及遂行が本會の重要な事業として直に其の活動を豫定されてゐる所以である。而してこの重要炭礦の目標を定むる場合には、各炭礦の立地、石炭の賦存状態、炭質、品位、採掘及運搬に關する諸設備並に其の方法、勞働事情其他生産に關する凡ゆる事情を徹底的に調査勘案するの外、近く制定さるべき石炭鑛業原價計算制度の實施によつて企業の經理組織を統一改善し正確なる原價の算定、經營能率の査定基準を定むることが必要であらう。斯くして本會は會員に對し一方に於て積極的に技術の向上、能率の増進を圖る方策を講ずると同時に、之が爲めには報奨制度其他の有効適切なる方法を併せ採用し、他方に於ては精確なる調査と周到なる準備の下に從來言ふべくして行はれ難かりし鑛區の分含、企業の合併、或は其の休止又は廢止等企業の準備統合に關する各般の對策を實行に移すべきである。

尙、本會事業の半面をなす配給に關する計畫の設定及實行に關しては本會は基本方針を定めるに止り、其の現實の實施業務は日本石炭株式會社の組織及機能を以て之に當らしめることとし、又現下最も緊要なる課題となれる輸送力の確保及荷役の合理化に關する實施業務に付ても、石炭配給統制法の規定により同社に課せられたる事業の適切なる運営に俟つところ極めて大なるものがあるのである。

以上述べたる如き統制會の事業を國家目的に即して自主的に運営するに當り最も注目すべき點は、本會に對し政府の生産力擴充、物資動員、勞務動員、資金統制等の經濟諸計畫に積極的に參畫する權限を付與されたることにして、正にこの點にこそ統制會の設立によつて官民一如の協力體制が具現さるべきものと言ひ得べく、之によつて本會に於て樹立さるべき石炭の綜合需給計畫及之に基く炭礦別生産計畫並に之に附隨する資材、勞務、資金等の確保及其の配分計畫、或は日本石炭會社によつて實施されつゝある石炭の配給計畫又は輸送計畫等は政府の諸計畫と相互に緊密なる連繫を保有することによつて、それ等の計畫に合理性、妥當性が與へられ、其の實施の効果を期待し得るに至るであらう。而して之等諸計畫の完遂を圖り、併せて本會事業の適正、圓滑なる運営を期する爲めには能ふ限り其の業務の簡捷を圖らなければならぬ。

以上、石炭統制會の組織並に事業の概要を述べたが、更に外地、外國に於ける石炭産業との統制連絡に付ても充分留意して居り、特に今後の石炭の増産開發は日滿支を一環とする綜合計畫の裡に遂行さるべきであるが故に、之等諸國との連繫に付ては格段の措置が講ぜらるべきであると信ずる。

定に石炭産業は凡ゆる産業の根幹にして、本會の機能を最高度に發揮すると否とは實に現下に於ける國家最大の要求たる生産力擴充、國防經濟力充實の成否を左右するものと言はなければならぬ。統制會は決して單なる戰時の一時的統制機關として終るべきではなく、統制會の設立によつて整序されたる我國産業機構は東亞に於ける經濟新秩序建設の推進的役割を果すものとして鞏固なる基盤を形成するに至るべく、本會の機能は今後益々整備擴充せらるべきものであり、其の使命と責任は極めて重大であると申さねばならない。會員各位に於かれても克く本會設立の趣旨を体し、其の劃時代的意義を充分自覺されて、飽くまでも國家奉仕を第一義とする公益優先の經濟意識を昂揚して潑刺たる創意と能力を發揮し本會の使命達成に協心戮力せられんことを衷心切望する次第である。

北九州石炭統制組合設立

(山口、西九州石炭統制組合も同時設立)

北九州石炭統制組合創立總會は十一月十八日午後一時半

より福岡商工会議所に於て開催、福岡局より中村局長、岡田總務部長その他各係官、全九州並に山口縣の石炭鑛業權者出席、先づ別項の如く岡田總務部長より總動員法の説明あり、ついで北九州石炭統制組合設立委員長北代市治氏議長席につき議案にうつる

「本日は御多忙中にも拘はらず御出席を頂きましたことは感謝に堪えません。厚く御禮申し上げます。統制會設立に關する経過の報告を致します。」とて別項の如き挨拶の後「議案の審議にうつりますが第二、三、四何れも不可分のものでありまして切りはなすことが出来ませんので一括して附議したいと思ひますが如何でせうか」と諮れば満場賛成、

尙議長は

「石炭統制會及統制組合ノ性格並ニ之ガ設立ノ急務ニ付キマシテハ各位ニ於テ充分御認識ノコト、思ヒマスノデ蛇足ヲ加フルコトハ差控ヘルコトニ致シマスガ、要スルニ統制組合設立ノ必要已ムベカラザル事態ヲ充分御諒承ノ上原案ニ付充分ノ審議アラントテ切望スル次第デアリマス」と述べて愈よ議事に入つた。

ついで岡田總務部長起つて、別項の如き定款の逐條説明あり、賦課金の徴收方法の説明、創立費及其の償却方法並に豫算の説明にうつる。

總務部長「もとよりこれは理事長が決定した後、理事長が作るものでありますが、こうもあらうかと思つて作つた

案であります。尙ほこれは六ヶ月分の豫算であります、

十二月から事務を開始しても四月しかない。それで四ヶ月の實行豫算が必要でありますのでこゝにその案を作つてみました」

と二豫算案の説明を行ふ。別に質問もなく議案二、三、四項異議なく賛成決定す。最後に中村局長より別項の如き挨拶あり閉會す。時に午後五時、西九州石炭統制組合もこれと大体同様にして開催された。尙ほ西九州は萩野元太郎氏山口は梶本吾市氏がそれぞれ議長となつた。

北代委員長の挨拶

それでは只今から私から北九州石炭統制組合設立委員會の経過を御報告申し上げます。北九州石炭統制組合委員會は福岡市東中洲福岡觀光ホテルに於て本月四日午後三時より開會せられたのでありますが、開會に先立ち午前十時に山口北九州、西九州の三地區石炭統制組合の設立委員が一堂

に會し中村局長閣下より御挨拶があり、次で岡田總務部長殿より先刻と同様に重要産業團休令に付ての詳細なる御説明があつたのであります。次に北九州石炭統制組合設立委員會の議事に入り、先づ設立委員長の選任を致したのであります。選任方法につきましては中村局長の御指名を仰ぐことに全員異議なく賛成、不肖が其の御指名を受けましたので、私司會の下に議事を進行致しました。最初に設立準備委員長として山本平八氏から福岡鑛山監督局管内三地區石炭統制組合聯合準備委員會及北九州設立準備委員會の経過に付大要左の如き報告がありました。

福岡鑛山監督局管内三地區石炭統制組合設立聯合準備委員會は九月十二日午前十時から又北九州石炭統制組合設立準備委員會は九月十三日午後三時から福岡市東中洲福岡觀光ホテルで開催され、議事は和氣靄々の裡に進行し石炭統制組合の定款案、事務局案、豫算案に付て審議し夫々原案通過決定致しました。當日は鑛山監督局からは中村局長閣下始め關係係官殿、又商工省からは津田前石炭部長殿、高城

事務官殿が御列席下されたのでありますが、席上委員より二三の質疑があり、之に對し御當局から次の様な回答がありました。

先づ組合員の資格に關聯して斤先業者の取扱を如何にするかと言ふことではありますが、御當局の説明によれば組合員の資格は石炭鑛業を営む鑛業権者に限るので斤先人は統制組合員たる資格はありません。但し日本石炭株式會社の關係に於きましては斤先業者も生産業者として獨立に取扱はれてゐる現状でありますので、此の販賣の點では統制組合の設立に伴ひ直に斤先人を無視すると言ふことはないのであります。差當つては鑛山監督局の指導監督の下に事業を繼續されて差支ないのであります。

然しながら今般の統制組合設立の建前が鑛業権者本位になつて居ります關係上斤先業者に付ては業界の實狀を充分參酌の上之を漸次整理して行く方針の由でありまして、具體的には後に述べます指定會社の改組と關聯して當局より御指示がある筈であります。

次に統制組合と指定會社の改組及一部株主の入替をしなければなりません、これは統制組合の設立と同時に言ふことは實際上困難なので組合設立後成るべく速に之を完了することとし此の問題についても何れ具體的に御當局から指示して戴くことになつて居ります。又斤先人たる株主の取扱に付ては前に申上げました斤先人整理の問題と關聯して處置せらるゝ由であります。

從つて斤先株主も當分は指定會社を通じて石炭の販賣が出来る譯であります。以上が設立準備委員長の報告の概要であります。次で北九州石炭統制組合定款案組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法並豫算案及賦課金の賦課徴收方法に付て慎重審議の結果現在御手許に配布致してあります原案を全議員異議なく決定致したのであります。以上御報告申し上げます。

北九州石炭統制組合役員

理事長	武田禮藏	監事	金丸熊太郎
理事總務部長	八代好三	西本弘雄	
理事生産部長	谷口源吉	菅原誠	
理事資材部長	赤司有三	野見山佐一	
相談役	北代市治	田邊重訓	
評議員	久恒貞雄	有吉滿	
	藤井伊藏	數田弘毅	
	橋上保藏	梅根代吉	
	田籠寅藏	西田隆男	

北九州石炭統制組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ石炭統制會ノ統制指導ノ下ニ石炭鑛業ノ統制運營ヲ圖リ且石炭鑛業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本組合ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ北九州石炭統制組合ト稱ス

第三條 本組合ノ地區ハ福岡縣トス

第四條 本組合ハ事務所ヲ福岡市ニ置キ必要ニ應ジ出張所ヲ設ク

第五條 本組合ハ地區内ニ於テ石炭鑛業ヲ營ム鑛業權者(二人以上ノ鑛業權者共同シテ石炭鑛業ヲ營ム場合ニ在リテハ鑛業法第七條ノ代表者)ニシテ石炭統制會ノ會員ニ非ザル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合ハ組合員ニ對シ經費ヲ賦課ス
本組合ハ本組合ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ福岡

鑛山監督局長ノ認可ヲ受ケ組合員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス

第七條 本組合ノ公告ハ福岡日日新聞ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 事 業

第八條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲組合員ノ營ム石炭鑛業ニ關シ左ニ掲グル事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ

- 一 石炭ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 二 石炭鑛業ニ關スル資材、資金及勞務ノ確保及配分ニ關スル事項

三 石炭鑛業ノ整備確立ニ關スル事項

四 石炭鑛業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項

五 組合員ノ事業ニ關スル指導及檢査ニ關スル事項

六 石炭鑛業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項

七 其ノ他本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第九條 本組合ハ議事ノ執行ニ付福岡鑛山監督局長ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

第三章 役 員

第十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理事長 一人
- 理事 三人
- 監事 一人
- 評議員 十一人

第十一條 理事長ハ本組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理シ組合員ノ營ム石炭鑛業ノ統制指導ニ任ズ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ組合事務ヲ分掌シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ

理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ本組合ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十二條 理事長ハ石炭鑛業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ石炭統制會ノ會長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

理事ハ石炭鑛業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ

理事長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ石炭鑛業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ

理事長之ヲ命ズ

監事ハ評議員會ノ過半数ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス

第十三條 理事長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第四章 總 會

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス

定時總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

第十五條 總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ豫メ理事長ノ定メタル順位ニ依リ理事長ノ職務ヲ代

理スル理事之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一定款ノ變更

二 收支豫算

三 第六條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第十七條 理事長ハ毎年總會ニ本組合ノ事業狀況ヲ報告シ

監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

第五章 事務局

第十八條 本組合ノ事務ヲ處理スル爲本組合ニ事務局ヲ置

第十九條 理事長必要アリト認ムルトキハ組合員ノ中ヨリ

相談役三人以内ヲ委嘱スルコトヲ得

第二十條 前二條ノ外職員其ノ他事務局ニ關スル事項ニ付

テハ別ニ之ヲ定ム

第六章 會計

第二十一條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年

三月三十一日ニ終ル

第二十二條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ

定ム

第七章 違約處分

第二十三條 本組合ハ統制規程ノ定ムル所ニ依リ統制規程

ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課ス

西九州並ニ山口石炭統制組合ノ定款ハ大体北九州石炭組合

ノ定款と同じであるが、異なるところをあげれば

山口石炭統制組合

西九州石炭統制組合

第二條 本組合ハ山口石炭統制

本組合ハ西九州石炭統制

組合ト稱ス

組合ト稱ス

第三條 本組合ノ地區ハ山口縣

本組合ノ地區ハ福岡縣ヲ

トス

除ク九州各縣沖繩縣トス

第四條 本組合ハ事務所ヲ宇部

北九州ニ同ジ

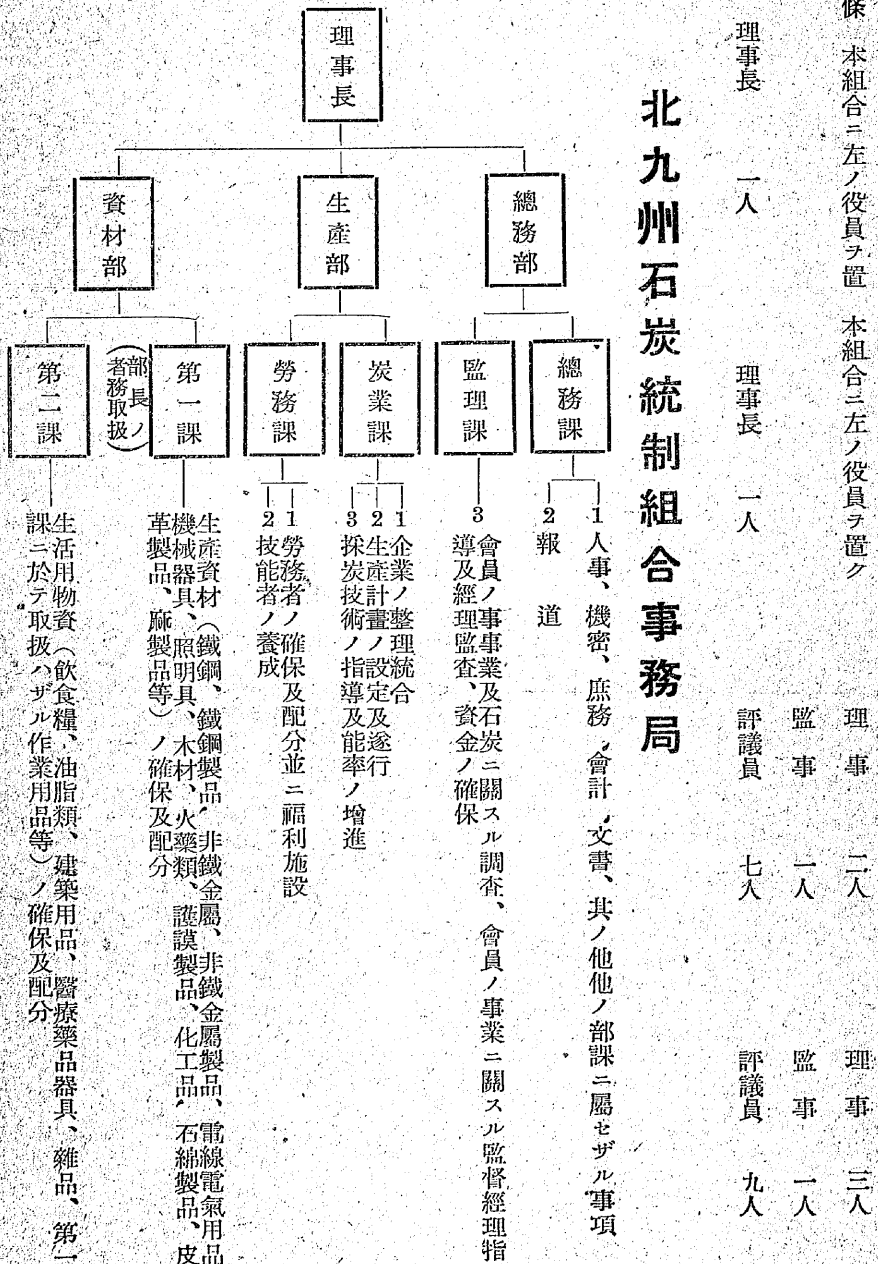
市ニ置キ必要ニ應ジ出張所ヲ

設ク

第七條 本組合ノ公告ハ字部時 北九州ニ同ジ

報ヲ以ツテ之ヲ爲ス

北九州石炭統制組合事務局



石炭統制組合會費徵收規程

第一條 本組合ハ組合員ニ對シ毎月會費ヲ徵收ス
 第二條 會費ハ前月ノ出炭量ニ左ノ率ヲ乘ジテ得タル額トス但シ會費ノ額三十圓未滿ノ場合ハ之ヲ三十圓トス
 適當 五錢

第三條 前月ニ出炭ナカリシ組合員ノ會費ハ三十圓トス
 第四條 會費ノ納期ハ毎月末日迄トス
 第五條 本組合ハ會費ノ納入ヲ遲延シタル組合員ニ對シ一日百圓ニ付三錢ノ割合ヲ以テ建滞金ヲ徵收ス但シ錢位未滿ハ四捨五入トス

石炭統制會成る

石炭統制會の創立總會は廿六日午前九時半より丸ノ内中央亭において開催、設立委員長松本健次郎氏議長席につき左の諸件を報告、滿場異議なく可決した
 (一)統制會設立經過報告(二)定款に關する件(三)創立費償却方法に關する件(四)收支豫算(本年十二月來年三月まで)および經費賦課徵收方法に關する件

よつて直ちに商工省に對シ統制會設立認可申請を行ひ、日認可指令があつた、なほ會長詮衡委員會を開いた結果日炭社長松本健次郎氏を推薦したのに對し、これまた即日會長の正式辭令が發令されたので松本會長は左の理事長一名理事七名の認可申請を行ひこれまた當局の認可を得た
 理事長 植村 甲子郎 (元企畫院次長)

理事 茂野 吉之助 (石炭聯合會常務理事)

山川 良一 (三井鑛山樺太鑛業所長)

七瀬 善吉 (三菱鑛業調度部長)

瀨尾 健二 (日本石炭)

永田 彦太郎 (前商工省化學局長)

無任所理事 佐藤 棟造 (日炭副社長)

林田 晋 (前日炭金融部長、統制會九州支部長に就任)

次で評議員會を開き森本靖男(日炭監事) 福田庸雄(日鐵鑛業專務)の二名を監事に選任した、なほ松本會長は石炭關係では日炭社長のポスト以外は全部辭任するが、石炭以外の十數社の重役は閑職となつて留まる模様である、また七地區別統制組合理事長以下も正式發令した

評議員 三井鑛山株式會社會長 川島 三郎
 三菱鑛業株式會社會長 河手 捨二
 北海道炭礦汽船株式會社會長 田 勝之助
 貝島炭礦株式會社社長 貝島 太市

明治鑛業株式會社社長 松本 幹一郎

日産化學工業株式會社副社長 保田 宗治郎

住友鑛業株式會社社長 三村 起一

古河鑛業株式會社副社長 吉村 萬次郎

沖ノ山炭礦株式會社專務 俵田 明

麻生鑛業株式會社社長 麻生 太賀吉

入山採炭株式會社專務 渡邊 寛一郎

東京地方石炭統制組合理事長 兼仙臺地方石炭統制組合理事長 古賀 春一

山口地方石炭統制組合理事長 原田 幾造

北九州石炭統制組合理事長 武内 禮藏

西九州石炭統制組合理事長 中野 敏雄

北海道石炭統制組合理事長 林 敬一

明治鑛業株式會社顧問 石渡 信太郎

中島鑛業株式會社社長 中島 徳松

東大教授工學博士 佐野 秀之助

各統制組合理事長

- 東京地方(常磐石炭鑛聯合會長) 古賀春一
- 仙臺地方(同) 古賀春一
- 大阪地方(日本石炭大阪支店長兼理事) 川勝庸吉
- 山口地方(筑豊石炭鑛業會常務) 原田幾造
- 北九州地方(五助會石炭專務) 武内禮藏
- 西九州地方(西部石炭鑛聯合會長西部石炭社長) 中野敏雄
- 北海道地方(北海道石炭同好會々長) 林敬一

石炭統制會ノ會員タル資格者

- 三井鑛山株式會社
- 三菱鑛業株式會社
- 北海道炭礦汽船株式會社
- 貝島炭礦株式會社
- 日產化學工業株式會社
- 日鐵鑛業株式會社

- 住友鑛業株式會社
- 明治鑛業株式會社
- 古河鑛業株式會社
- 沖ノ山鑛業株式會社
- 雄別炭鑛鐵道株式會社
- 麻生鑛業株式會社
- 東邦炭礦株式會社
- 太平洋炭礦株式會社
- 東見初炭礦株式會社
- 杵島炭礦株式會社
- 磐城炭礦株式會社
- 入山探炭株式會社
- 大正鑛業株式會社
- 昭和鑛業株式會社
- 昭和電工株式會社
- 大日本炭礦株式會社
- 嘉穗鑛業株式會社

日本石炭株式會社

重要産業團体令ニ依リ設立スル石炭統制組合

石炭統制會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ本邦ニ於ケル石炭産業ノ綜合的統制運營業トシテ且石炭産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ重要産業團体令ニ依リ設立シ石炭統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ支部又ハ出張所ヲ設ク

第四條 本會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 石炭鑛業ヲ營ム鑛業權者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ
- 二 重要産業團体令ニ依リ設立セラレタル石炭統制組合

三 日本石炭株式會社

四 其ノ他商工大臣ノ指定シタル者

第五條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス

本會ハ本會ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス

第六條 本會ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 事 業

第七條 本會ノ目的ヲ達成スルタメ爲ニ掲グル事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ

- 一 石炭ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 二 石炭ニ關スル資材、資金及勞務ノ確保及配分ニ關スル事項
- 三 石炭ノ配給基本計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 四 石炭ノ價格ニ關スル事項
- 五 石炭ニ關スル輸送力ノ確保及荷役ノ改善ニ關スル事項

- 六 石炭産業ノ整備確立ニ關スル事項
 - 七 石炭産業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項
 - 八 會員及會員タル石炭統制組合ノ組合員ノ事業ニ關スル指導及檢査ニ關スル事項
 - 九 石炭ニ關スル調査及研究竝ニ報道及宣傳ニ關スル事項
 - 十 其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第八條 本會ハ事業ノ執行ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

第三章 役員

- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人
 - 理事長 一人
 - 理事 五人以上
 - 監事 二人以上
 - 評議員 若干人

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ石炭産業ノ統制指導ニ任ズ理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ欠員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十一條 會長ハ商工大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ハ石炭産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ石炭産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ評議員共ノ過半数ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス

第十二條 會長、理事長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第十三條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 總會

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス

定時總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキハ之ヲ開催ス

第十五條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ理事長之ニ當リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長ノ職務ヲ代理スル理事之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

- 一 定款ノ變更
- 二 收支豫算
- 三 第五條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十七條 會長ハ毎年總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

第五章 事務局

第十八條 本會ノ事務ヲ處理スル爲本會ニ事務局ヲ設ク

第十九條 理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ承ケ事務局ヲ處理ス

第二十條 前二條ノ外職員其ノ他事務局ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第六章 會計

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十二條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第七章 違約處分

第二十三條 本會ハ統制規程ノ定ムル所ニ依リ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課ス

石炭統制會統制規程案

第五條 會長石炭産業ニ要スル物資ノ確保ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ヲ爲スニ必要ナル物資ノ取得ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトヲ得

第一條 本會ハ本規程ニ依リ會員及會員タル統制組合ノ組員（以下組合員ト稱ス）ノ事業ニ關スル統制ヲ行フ

第六條 會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ヲ爲スニ必要ナル技術者及勞務者ノ員數ヲ届出ヅベシ

第二條 會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

第七條 會長ハ日本石炭株式會社ニ對シ石炭ノ配給計畫ノ設定及遂行ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトヲ得

會長石炭産業ノ統制運営ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ノ事業計畫ノ變更ヲ指令シ又ハ變更爲スコトヲ得

第八條 會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ石炭ノ生産原價見積書及生産原價計算書ヲ提出スベシ

第三條 會員ハ前條ノ規定ニ依リ會長ノ承認ヲ受ケ又ハ會長ガ變更ヲ爲シタル事業計畫ヲ實施スベシ

第九條 會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ財産目錄、貸借對照表營業報告書及損益計算書ヲ會長ニ提出スベシ

第四條 會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ヲ爲スニ必要ナル物資ノ數量及金額ヲ會長ニ届出ヅベシ

第十條 會員又ハ組合員其ノ事業ニ着手シ又ハ其ノ事業ヲ休止若ハ廢止セントストキハ別ニ定ムル所ニ依リ會長ニ届出ヅベシ

第十一條 會長石炭産業ノ統制運営ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ會員又ハ組合員ニ對シ事業ノ着手、繼續又ハ休止ヲ指令スルコトヲ得

トヲ得

第十二條 會長石炭産業ノ統制運営ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ會員又ハ組合員ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ指令シ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ改良ニ關シ必要ナル事項ヲ指令スルコトヲ得

第十五條 會長石炭産業ノ整備確立ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ鑛業權ノ讓渡、隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減又ハ事業設備若ハ作業用品ノ讓渡

第十三條 會員又ハ組合員鑛業權ヲ讓受ケ若ハ讓渡セントストキ又ハ隣接鑛區トノ間ニ於テ鑛區ノ増減ヲ爲サントストキハ會長ノ承認ヲ受クベシ但シ第十四條ノ裁定又ハ第十五條ノ決定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

若ハ貸貸ニ付他ノ會員又ハ組合員ト協議ヲ爲スベキコトヲ指令スルコトヲ得

第十四條 會員又ハ組合員ハ鑛業權ノ讓渡、隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減又ハ事業設備若ハ作業用品ノ讓渡若ハ貸貸ニ付他ノ會員又ハ組合員ニ對シ協議ヲ爲スコトヲ得

會員又ハ組合員前項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ會長ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 會長石炭産業ノ整備確立ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ協議調ハザル場合ニ於テ會長石炭産業ノ整備確立ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ノ申請ニ依リ必要ナル裁定ヲ爲スコ

必要ナル事項ヲ指令スルコトヲ得

第十六條 災害其ノ他緊急ノ事態發生シタル場合又ハ災害ヲ豫防スル爲必要アル場合ニ於テハ會長ハ會員又ハ組合員ニ對シ他ノ會員又ハ組合員ノ事業ニ關スル協力ニ關シ

令スルコトヲ得

第十七條 會長ハ會員又ハ組合員ニ對シ別ニ定ムル所ニ依リ石炭産業ニ關スル經營ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ指令スルコトヲ得

第十八條 會員又ハ組合員ハ本規程ニ依リ會長ノ指令ニ從

フベシ

第十九條 會長左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ壹万

圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一、本規程ニ依リ會長ノ承認ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ

承認ヲ受ケザルトキ

二、會長ノ承認ヲ受ケ又ハ會長ガ變更ヲ爲シタル事業計

畫ヲ實施セザルトキ

三、本規程ニ依ル會長ノ指令ニ從ハザルトキ

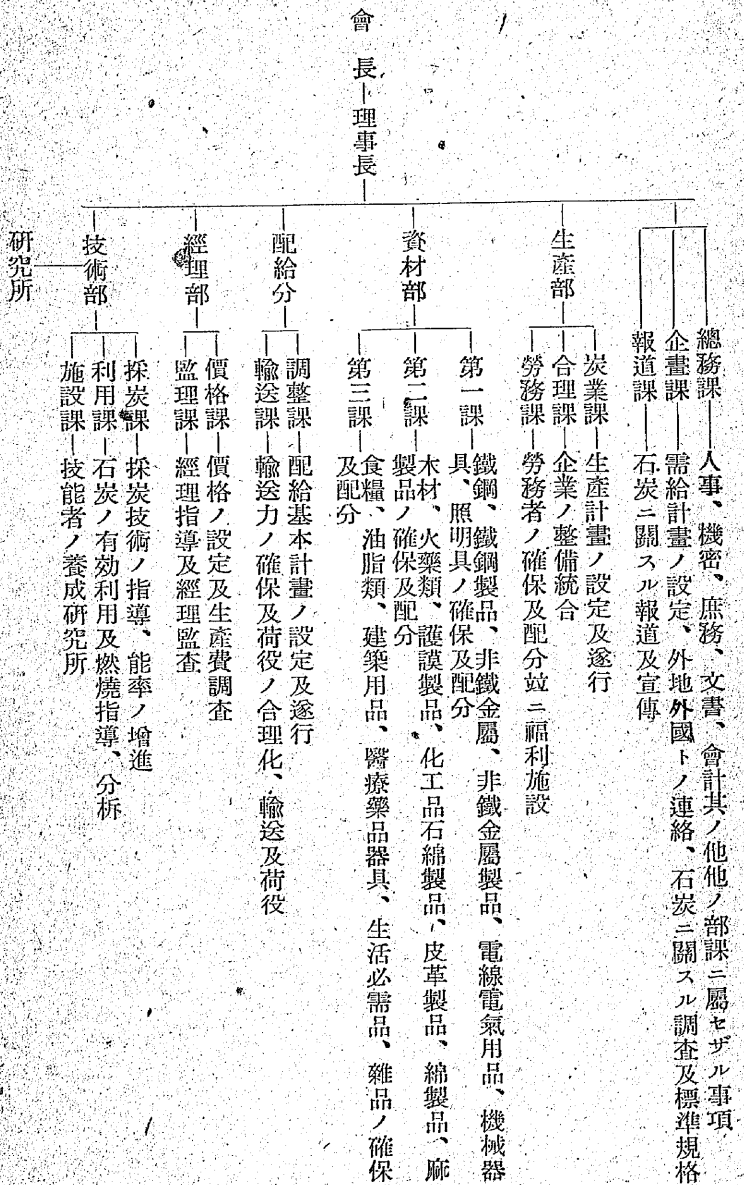
第二十條 會員本規程ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ若ハ不

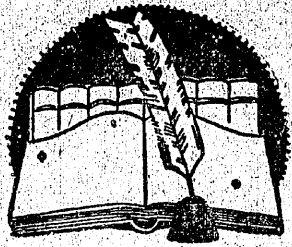
正ノ届出ヲ爲シ又ハ本規程ニ依ル書類ノ提出ヲ爲スコト

ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル書類ノ提出ヲ爲シタ

トキハ參千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

石炭統制會事務局





法令

重要産業統制規則

重要産業團體令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ重要産業ヲ定ムルコト左ノ如シ

鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鋼、マンガン鐵及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業を含む）
石炭ノ生産及販賣ニ關スル事業
原動機（發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車ヲ除ク）及生産用機器ノ製造及販賣ニ關スル事業
電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電

氣通信機器ノ製造及販賣ニ關スル事業
精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業
車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業
自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業
セメントノ製造及販賣ニ關スル事業
鑛產物（石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク）ノ生産及販賣ニ關スル事業業（鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムノ製造及販賣ニ關スル事業並ニ燐鑛ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク）
非鐵金屬ノ加工及其ノ加工品ノ販賣ニ關スル事業
貿易業並ニ貿易振興及統制ニ關スル事業
造船事業

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

石炭統制會直接加入者

商工省告示第九八九號（昭和十六年十月三十日公布）

- 三井 鑛 山 株 式 會 社
- 三菱 鑛 業 株 式 會 社
- 北海道炭礦汽船株式會社
- 貝島炭礦株式會社
- 明治鑛業株式會社
- 住友鑛業株式會社
- 日鐵鑛業株式會社
- 日産化學工業株式會社
- 古河鑛業株式會社
- 雄別炭礦鐵道株式會社
- 沖ノ山炭鑛株式會社
- 麻生鑛業株式會社
- 東邦炭礦株式會社
- 東見初炭鑛株式會社

- 太平洋炭礦株式會社
- 杵島炭礦株式會社
- 入山採炭株式會社
- 磐城炭礦株式會社
- 大正鑛業株式會社
- 昭和鑛業株式會社
- 昭和電工株式會社
- 大日本炭礦株式會社
- 嘉穂鑛業株式會社

會長銓衡委員任命

石炭統制會長銓衡委員として左の通り

- 三井鑛山取締役會長 川 島 三 郎
- 三菱鑛業取締役會長 河 手 拾 二
- 北海道炭礦取締役會長 島 田 勝 之 助
- 磐城炭礦社長 淺 野 八 郎

麻生鑛業社長 麻生 太賀吉
 沖ノ山炭礦社長 依 田 明
 石炭鑛業互助會々長 山 本 平 八
 西部石炭鑛業聯合會々長 中 野 敏 夫
 宇部石炭鑛業聯合會々長 梶 本 吾 市
 常盤炭鑛聯合會々長 古 賀 春 一
 北海道石炭同交會々長 林 敬 一
 日本石炭社長 松 本 健次郎

統制會設立命令

商工省告示第九九〇號(昭和十六年十月三十日)
 昭和十六年十月商工省告示第九百八十九號を以て指定したる者は石炭鑛業及石炭販賣業の統制會を設立すべし
 前項の統制會の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす。

統制會設立委員

商工省告示第九九二號(昭和十六年十月三十日)
 商工大臣 岸 信 介

三井鑛山株式會社取締役會長 川 島 三 郎 (東京市日本橋區室町二丁目一番地)
 三菱鑛業株式會社取締役會長 河 手 捨 二 (同市麴町區丸ノ内二丁目四番地)
 北海道炭礦汽船株式會社取締役會長 島 田 勝之助 (同市同區丸ノ内二丁目二番地一)
 貝島炭礦株式會社取締役社長 貝 島 太 市 (下關市宇唐戸町二番地)
 明治鑛業株式會社取締役社長 松 本 幹一郎 (東京市京橋區銀座西七丁目五番地)
 住友鑛業株式會社專務取締役 三 村 起 一 (大阪市東區北濱町五番地)
 日産化學工業株式會社取締役社長 石 川 一 郎 (東京市芝區田村町二丁目二番地)
 古河鑛業株式會社取締役副社長 吉 村 萬治郎 (同市麴町區丸ノ内二丁目八番地)
 麻生鑛業株式會社取締役社長 麻 生 太賀吉 (飯塚市立岩町千九百番地)
 東見初炭鑛株式會社取締役社長 國 吉 信 義 (宇部市大字沖字部五百二十六番地)

入山探炭株式會社專務取締役 渡 邊 寛一郎 (東京市京橋區銀座三丁目四番地一)
 日本石炭株式會社社長 松 本 健次郎 (同市麴町區丸ノ内二丁目八番地六)

地區統制組合員の資格指定

商工省告示第九九二號(昭和十六年十月三十日)
 東京鑛山監督局の管轄區域内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者(二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの
 商工省告示第九九三號(昭和十六年十月三十日)
 仙臺鑛山監督局の管轄區域内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者(二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの

商工省告示第九九四號(昭和十六年十月三十日)
 大阪鑛山監督局の管轄區域内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者(二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの
 商工省告示第九九五號(昭和十六年十月三十日)
 山口縣の區域内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者(二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの

商工省告示第九九六號(昭和十六年十月三十日)
 福岡縣の區域内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者(二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの

商工省告示第九九七號(昭和十六年十月三十日)

長崎縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣及沖繩縣の区域内に於て石炭鑛業を営む鑛業権者(二人以上の鑛業権者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの

商工省告示第九九八號(昭和十六年十月三十日)

札幌鑛山監督局の管轄区域内に於て石炭鑛業を営む鑛業権者(二人以上の鑛業権者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者)にして重要産業團體令に依り設立する石炭鑛業及石炭販賣業の統制會の會員たる資格を有せざるもの

統制組合設立命令

商工省告示第九九九號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九二號を以て指定した

る者は東京鑛山監督局の管轄區域を地區とする石炭鑛業の

統制組合を設立すべし
前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇〇號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九三號を以て指定したる者は仙臺鑛山監督局の管轄區域を地區とする石炭鑛業の統制組合を設立すべし

前項統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇一號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九四號を以て指定したる者は大阪鑛山監督局の管轄區域を地區とする石炭鑛業の統制組合を設立すべし

前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇二號(昭和十六年十月三十日)

年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇五號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九八號を以て指定したる者は札幌鑛山監督局の管轄區域を地區とする石炭事業の統制組合を設立すべし

前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

統制組合設立委員任命

商工省告示第一〇〇六號(昭和十六年十月三十日)

東京鑛山監督局關係

株式会社上田炭礦取締役社長

上田 長一 (茨城縣多賀郡高萩町大字高萩千六百七十番地)

高萩炭礦株式会社代表取締役

菊池 寛實 (東京市麹町區丸の内二丁目八番地)

重内鑛業株式会社代表取締役

戸部 光衛 (同)

昭和十六年十月商工省告示第九九五號を以て指定したる者は山口縣の區域を地區とする石炭鑛業の統制組合を設立すべし

前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇三號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九六號を以て指定したる者は福岡縣の區域を地區とする石炭鑛業の統制組合を設立すべし

前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六年十一月三十日迄とす

商工省告示第一〇〇四號(昭和十六年十月三十日)

昭和十六年十月商工省告示第九九七號を以て指定したる者は長崎縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣及沖繩縣の區域を地區とする石炭鑛業の統制組合を設立すべし

前項の統制組合の設立の認可を申請すべき期限は昭和十六

楯形炭礦株式會社取締役社長

中塚 光五郎(東京市麴町區丸ノ内二丁目十八番地)

株式會社山口炭礦取締役社長

山口 一良(茨城縣多賀郡磯原町大字磯原字離山八百一番地ノ一)

中郷無煙炭礦株式會社取締役社長

渡邊 寛一郎(東京市京橋區銀座三丁目四番地)

仙臺礦山監督局關係

隅田川礦業株式會社取締役社長

小田 吉次(福島縣石城郡好間村大字中好間字田中六十九番地)

鯛生產業株式會社取締役社長

小野 義夫(東京市京橋區京橋二丁目二番地)

株式會社戸部商店取締役社長

戸部 光衛(同市麴町區丸ノ内二丁目十二番地)

日曹礦業株式會社取締役社長

中野 義雄(同市同區大手町二丁目八番地ノ七)

中村採炭株式會社取締役社長

中村 貞三郎(福島縣石城郡勿來町大字四澤字清水八番地ノ一)

大阪礦山監督局關係

立山礦業株式會社代表取締役

荒川 長太郎(名古屋市中區南大津通一丁目三番地)

共和產業株式會社代表取締役

木村 秀吉(大阪市北區堂島濱通二丁目一番地)

志古炭礦株式會社代表取締役

鳥谷 三郎(兵庫縣武庫郡精道村大字蘆屋瀬ノ口九十二番地)

志古炭礦株式會社代表取締役

中島 延太(新宮市新宮五十八番地ノ内二號)

日本無煙炭礦株式會社代表取締役

平井 喜孝(大阪市東區北久太郎町三丁目十五番地)

山内 芳春

(福岡縣嘉穗郡稻築村大字漆生千五百八十五番地)

三金興業株式會社代表取締役

綿谷 清(大阪市北區中ノ島四丁目四十二番地)

福岡礦山監督局關係

山口地區

美福無煙炭礦株式會社取締役社長

淺井 政平(小倉市米町百二十七番地)

大石 常一(山口縣宇部市大字中宇部五番地)

大岩 徳次郎(神戸市神戶區中山手通七丁目十四番地ノ四)

宇部礦業株式會社專務取締役

梶本 吾市(東京市芝區田村町一丁目二番地)

木會 重義

(同市日本橋區人形町三丁目二番地)

小林 正(山口縣宇部市東區綠橋通二番地)

篠崎 留吉(同縣同市第二百六十五番屋敷)

瀬戸 軍一(同縣同市大字小串九十四番地)

竹中 雪藏(同縣同市大字中宇部四百七番地)

野島 土人(同縣小野田市中川通二千七百二十八番地)

北九州地區

金丸礦業株式會社取締役社長

金丸 熊太郎(東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地)

筑豊礦業鐵道株式會社取締役社長

北代 市治(福岡縣田川郡後藤寺寺町奈良千七百四十四番地)

菅原礦業合資會社取締役社長

菅原 誠(福岡市地行東町二百四十七番地)

早良礦業株式會社專務取締役

鈴木 要藏(同市埴濱町四千十六番地)

田籠礦業株式會社取締役社長

田籠 寅藏(東京市麴町區有樂町一丁目十一番地)

西戶崎炭礦株式會社常務取締役

田邊 重訓(同市京橋區銀座三丁目四番地ノ一)

海老津礦業株式會社取締役社長

西田 隆勇(福岡縣嘉穗郡稻築村山野千六百八十八番地)

西本 弘雄

(大阪市北區宗是町一番地)

野見山 佐一

(福岡市西職人町七十番地ノ一)

日本炭業株式會社取締役社長

橋上 保(東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地ノ一)

久恒礦業株式會社取締役社長

久恒 貞雄(福岡縣嘉穗郡大隈町牛隈二千五百十三番地)

九州採炭株式會社取締役社長

藤井伊藏 (東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地)

福岡鑛業株式會社取締役社長

大和藤兵衛 (大阪市港區南市岡町二丁目十三番地)

西九州地區

大日本鑛業株式會社取締役社長

萩野元太郎 (東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地)

日滿鑛業株式會社取締役社長

白城定一 (同市同區丸ノ内三丁目二番地)

堤次吉 (熊本市春竹町千六百八番地)

中島鑛業株式會社取締役社長

中島徳松 (東京市麴町區平河町一丁目三番地)

東亞鑛業株式會社取締役社長

野上辰之助 (大阪市西區京町堀通一丁目五十四番地)

松浦炭礦株式會社取締役社長

花田卯造 (東京市麴町區丸ノ内三丁目十六番地)

株式會社上志佐炭礦取締役社長

藤井與三次 (佐世保市清水町百三番地)

昭和炭業株式會社代表取締役

萬俣賀一 (東京市日本橋區江戸橋一丁目十一番地)

山口慶八 (佐賀縣杵島郡武雄町大字武雄五千六百十四番地)

大伊萬里炭礦株式會社取締役社長

吉原梅吉 (東京市麴町區丸ノ内三丁目六番地)

札幌鑛山監督局關係

淺野雨龍炭礦株式會社代表取締役

淺野良三 (東京市日本橋區江戸橋一丁目十二番地)

新美唄炭礦株式會社代表取締役

徳田康作 (同市芝區琴平町二番地)

日本特殊鋼管株式會社代表取締役

中島統一 (同市城東區高砂町九丁目二千四百七十番地)

日曹鑛業株式會社代表取締役

中野義雄 (同市麴町區大手町三丁目八番地)

東幌内炭礦株式會社代表取締役

村井謙次郎 (石狩國空知郡栗澤村字美流渡)

茅沼炭化鑛業株式會社代表取締役

茂木泰次郎 (東京市麴町區丸ノ内二丁目十八番地)

日東美唄炭礦株式會社代表取締役

山本一之助 (同市同區内幸町三丁目一番地)

法令解説

重要團體令の逐條説明

これは岡田福鑛局長の講演によるもので別項『重要産業團體令の趣旨について』と併讀されたい (文責記者)

第六條第一項には統制會の目的を書いてある。統制會は政府の計畫に參畫することになつてゐるが、統制會が政府に對して最初から何れまで參畫するわけではなく、統制會の發達鞏固となるに従つて次第に參畫の範圍を統大する

ことになるのである。第三項は生産擴充工作をやる場合に重點主義による整理統合をなすを示してゐる。

第四項はもとより一炭坑、一鑛業會社に見當をおくものでない。各種の企業の合理化をはかり石炭鑛業全体の利益に従つて國家利益を念頭においてやつて行かねばならぬ。例へば技術上の特許權等も所謂特許權の共有もこれにふくまれる。一言附け加へたいのは統制會は政府から權限を委譲せられてゐることである。統制會の設立の趣旨が官民

一体となつて國策を遂行せんとするに於て以上統制會が權限を委讓されるのは當然である。具体的にどの程度の權限が讓られるかは石炭統制會がどの程度發達して行くかによるけれども、例へば政府がやつてゐる調査の仕事、生産の割當、資財の割當などは先づ第一に統制組合に讓られるものであらうと考へられる。又例へば許可、認可を政府に出してゐたものは今後は統制會又は統制組合を通じてなされるのは當然である。第七條には會員の資格が書いてある。

第八條は統制會は主務大臣の命によつて出来る事が書いてある。何しろ統制會は非常な權限をもつてゐる爲に民間で自由に作らせては弊害がある。

第九條、定款に書かねばならぬことが示してある。

第十一條、これは要するにアウトサイダーを許さぬと言ふ意味である。資格のあるものは當然加入しなければならずまた脱退を許さぬし、除名もしない。制裁は他の方法であるのである。

第十二條(省略)

第十三條、要するに統制會長は全責任をもつて石炭統制の運用にあたるのである。

第十四條、會長は銓衡委員が推薦したもの、中から商工大臣が任命する。會長は非常な權限をもつものであるから業界に通曉する人でなくてはならないので銓衡委員制度をもうけその推薦したもの、中から大臣が任命するもので小數の專横を許さぬ一つの現はれである。その他の役員は會長が任命する。

監事は評議員が選任する。これはつまり會計検査をやるので身分上獨立してゐるのである。

第十五條は役員任期であるが、第二項には會長は絶對の指導を持つてゐるので會長が不適當と思へば自分の役員を解任することが出来る。

第十六條は役員は兼職してはならぬと言ふことが書いてある。これは會長、理事長、理事等のポストは非常な權限を持つてゐる他の仕事の片手間にはやれない。一意専心勉強してもらはねばならぬといふ意味と公平無私、自分の重責

を果してもらひたいと言ふ意味である。尙この十六條は統制組合の方に準用してない。つまり統制組合の方は兼職してもいいと言ふことになるわけだが、この法令の建前から

言つて左様なことは具合が悪いので統制組合も統制會と同様兼職を認めない原則である。もう一つこの十六條について言ひたいことはこの重要産業団体令は國家總動員法によるものであるが故に統制會又は組合の職員、使用人が自分の取扱つてゐる仕事に關し賄賂を取つたり、要求したり、約束をしたりすると二年以下の懲役、不正行爲をしたら五年以下の懲役に處せられる。つまり統制會の役員は公務員と同様の懲罰にふせられるのである。

第十七條以下は統制會の權限について述べてあるが第二十条では特別の事情ある場合は統制組合の場合は監督局長の認可をうけて組合員の全部又は一部に對して賦課金を課することが出来る第二十一條は定款に違反したら過怠金をとれると言ふ意味である。第二十二條は經費又は過怠金の強制徴収が出来ることを述べてある。第二十三條は統制會の

統制規定を作る手續がのべてある。第二十六條帳簿の検査のことが書いてある。

第二十七條は相當重要な規定であつて會長は會員たる法人會社の理事取締役がその業務執行の行爲や法令に違反したりした時はその役員を解任を命することが出来る又統制組合の組合員の株主會社の取締役が法令に違反した場合は會長は株主に對して取締役の解任を求めることが出来るのである。これは會長が石炭鑛業の綜合的統制を行ふ爲常に業會と緊密なる一体をなしてゆかねばならぬ指導力の徹底を期する必要があるので統制を紊すものがあれば運営上支障を來たすので全責任を持つてゐる會長は人的障害を排除しなければならぬ。統制組合の場合はこのやうな定めはなく自分の組合員たる會員の株式會社の役員の直接解任を求め權限はない。間接には出来るわけである。

第三十五條は要するに政府は石炭統制會長を不適當なりと認むる時は特別の理由がなくともやめさせることが出来る小數の專横を許さぬといふ建前で大臣が充分に監督するの

である。但し第二項にあるやうに副會長、理事長、理事、監査役、評議員に對しては單に不適當なりとの理由では解任出來ない。會長が信任してゐるものをいくら主務大臣といへども解任することになれば統制が出來ないからである。第三十七條以下は統制組合のことであるが統制會の方と違ふところだけ説明する。第三十七條統制組合は統制會が國策の立案に參畫することはなくたゞ國策の遂行に協力することにとゞまることが陳べてある。第三十九條第一項では統制會の事業とちがつて政府の計畫に參劃するものでないこと、第三十七條で説明した通り第三項には統制會の仕事にあつた規格の統一の仕事がないがこれは全國的にやらないと意味をなさないからである。(以下省略)

十二月取組表

三田川池	二野瀨	小初山	東鹿町	豊州	大島	吉隈	江島	大岩	鞍手	綱生	芳雄	唐津	立川	本浦	天淵	小木	中山	中屋
(東方)																		
三田川池	二野瀨	小初山	東鹿町	豊州	大島	吉隈	江島	大岩	鞍手	綱生	芳雄	唐津	立川	本浦	天淵	小木	中山	中屋
(西方)																		
新田	山崎	野田	林田	猪野	神田	猪野	神田	矢野	神田	豆野	新田	山崎	野田	林田	猪野	神田	猪野	神田
(東方)																		
新田	山崎	野田	林田	猪野	神田	猪野	神田	矢野	神田	豆野	新田	山崎	野田	林田	猪野	神田	猪野	神田
(西方)																		



福鑛局管内石炭山計畫遂行率
相撲大會實施要綱

- 一、本大會ハ福岡鑛山監督局、福岡地方鑛山部會ノ共同主催トス
- 二、本大會ノ開催期間ハ昭和十六年十一月一日ヨリ昭和十七年三月末日迄トス
- 三、本大會ニ参加スル資格ヲ有スル石炭山ハ昭和十六年度ニ於テ鑛業計畫又ハ出炭計畫ヲ提出セル炭礦トス
- 四、本大會ハ鑛業計畫及出炭計畫提出炭礦別ニ行フ
- 五、本大會ニ於テ實施スベキ事項ハ左ノ如シ

- 1 昭和十六年度上期自四月至九月ノ計畫遂行率ニ依リ番附ヲ作製シ發表ス
- 2 昭和十六年度下期自昭和十六年十一月至昭和十七年三月ハ毎月前々月分ノ計畫遂行率ニ依リ番附表ヲ作製シ同位者同志或ハ鑛山監督局長ノ適當ト認ムル炭礦同志ヲ取組マセ計畫遂行率ノ競争ヲナサシメ各々前月ト比較シ其ノ遂行率ノ差ノ良ナル炭坑ヲ勝者トスルコトヲ原則トス
- 尙特定ノ炭礦ヲ限リ團體競争ヲナサシムルコトヲ得ルコト
- 3 毎月ノ勝敗ノ結果ハ鑛業報國新聞ニ之ヲ發表ス
- 4 關係各炭礦ニ於テハ本大會開催ノ趣旨ヲ炭礦全業員ニ徹底セシメ鑛業員ヲシテ本大會ノ開催ニ關心ヲ持タシムル様適當ノ處置ヲ講ズルコト
- 5 毎月好取組ニ對シ懸賞ヲ附スルコトアルベシ
- 6 昭和十六年度下期自昭和十六年十一月至昭和十七年三月ニ於ケル計畫遂行率ノ優良ナル炭礦及優勝炭礦並ニ

本大會優勝炭礦ニ對シテハ賞品ヲ授與ス

福嶺局管内石炭山計畫遂行率 星取相撲大會開催趣意書

我が國が東亞共榮圈確立ノ聖戰ヲ起シテ既ニ五年、其ノ間内外ノ諸情勢ハ日ニ緊迫ノ度ヲ加ヘ來リ今ヤ國家總力發揮ノ高度國防國家体制ノ確立ハ刻下ノ焦眉ノ急務トナツテ來タノデアツテ、之ガ爲ニハ各種産業ノ原動力デアリ、生産力擴充ノ基礎ヲナス所ノ石炭ノ増産ガ不可缺ノ要件トセラ、ノデアアル。福岡嶺山監督局管内各炭礦モ此ノ國家的使命ニ鑑ミ本年度ニ於テ三百萬噸増産ヲ目標ニ發足シタノデアアルガ、當初四、五月ハ大体好調ナル成績ヲ示シタルモ六月ニ入ルヤ未曾有ノ水害ヲ蒙リ、六、七月ノ出炭ハ激減スルニ至リ八月ハ全國炭礦生産力擴充(水害克服)強調期間實施ニ伴ヒ幾分減産度ヲ輕減シタルモ九月ハ再び減産ノ度ヲ加ヘ、出炭計畫提出炭礦ノ本年度上期ニ於ケル出炭狀況ハ豫定計畫ニ比シ一割強ノ減産トナリ甚ダ寒心ニ堪ヘザル成績ヲ示スニ至ツタノデアアル。然モ最近ハ石炭生産上ノ

障害トナルベキ惡條件山積シ豫定計畫ノ遂行ニハ格段ノ努力ヲ必要トセラレ關係各方面ニ於テ各種ノ諸方策ガ講セラレ、アルモ人的、物的資源ノ甚ダシク不足セル今日ニ於テハ既有ノ施設並ニ現有勞働力ヲ以テ最高能率ノ發揮ヲ期スル外適切ナル方策ヲ見出シ難イノデアアル。茲ニ於テ福岡嶺山監督局及福岡地方嶺山部會ハ能率増進ノ一助タラシムベク計畫遂行率及出炭量ノ近似セル炭礦ノ競争ヲ爲サシメ其ノ炭礦否炭礦從業員ノ競争意識ヲ盛ンシ日本國民特有ノ必勝ノ信念ヲ益々昂揚シ石炭生産ニ寄與セシメ以テ上期ノ不成績ヲ挽回スルト共ニ下期ニ於テ爾計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ期センガため本大會開催ヲ企圖スルニ至ツタノデアアル。依而關係炭礦各位ニ於テハ本大會開催ノ趣旨ヲ諒承セラレ萬難ヲ排除シ計畫遂行ノ完璧ヲ期スルハ勿論、石炭ノ飛躍的増産ヲ圖リ以テ本大會最高ノ覇權獲得ニ格段ノ努力ヲ効サレシコトヲ切ニ希望スル次第デアアル

勸進元
福岡嶺山監督局
福岡地方嶺山部會

十一月取組表

東	三井池	三井田川	三井瀨	二ノ山	沖ノ山	三井山野	大之浦	東見初	鹿町	網分	芳雄	大島	江島	豐洲	稻築	吉隈	嘉穂
西	崎戸	高島	杵島	飯塚	立川	長生	唐津	松浦	天城	赤池	高田	豐國	川崎	下山田	忠田	勝田	
東	岩屋	大辻	本山	鞍手	立川	長生	唐津	松浦	天城	赤池	高田	豐國	川崎	下山田	忠田	勝田	
西	古河	新入	平山	大峰	矢岳	山陽	無煙	峰地	上地	早良	西川	新川	手				
東	池野	日鐵	豆田	筑紫	新沖	神林	漆生	猪ノ鼻	第二	島廻	龜山	萩森	綱ノ鼻				
西	北	大	西	西	梶	沖	雀	中	芳	櫻	平	眞	高				
東	大	高	東	東	中	向	笹	小	小	昭	本	砥	長				
西	伊	相	海	大	新	長	江	西	山	新	寶	新	糸				
	萬	田	老	濱	目	門	門	王	山	山	珠	山	飛				
	里	津	津	濱	尾	起	起	子	田	山	山	山	飛				

本月ノ懸賞相撲

1取組
東.....三池
東.....鹿町
西.....西
西.....崎戸
西.....潜龍

2賞
三組木杯 福岡地方嶺山部會長賞

(休場)小倉

鑛山吹奏樂 音樂大會要綱

一、趣 旨

臨戰体制下鑛業戰士ハ國家ノ要請ニ隨ヒヒタルニ鑛物
 増産ノタメソノ職場ニ敢闘ヲナシテキルガ、時局ニ即應
 スル緊張感ヲ持續スルノアマリ職場ノ明朗性、起居生活
 ノ潤ヒ、餘裕綽々タル精神ヲ失ツテハナラス、サレバ時
 局緊迫ノ裡ニモ積極的ニ文化面ニ接觸ヲ保持シ、大東亞
 共榮圈ノ盟主タルベキ大國民ノ襟度ト矜持ヲ養フベキデ
 アル

斯カル意味ニ於テ音樂ノ有ツ極メテ親和的情感ヲ高度ニ
 指導シ、鑛業戰士ノ職場ト生活ト精神ニ明朗ナル氣風ヲ
 醸成セシメ鑛山一家ノ具現化ニ資スルハ勿論、イカナル
 時艱ヲモ超克シテ己マナイ士氣ヲ鼓舞シ鑛物増産激勵ノ
 一助トシ、併セテ明朗鑛山ノ實相ヲ汎ク世人ニ紹介セシ
 メントスルモノデアアル

二、主 催

福岡鑛山監督局

福岡地方鑛山部會

一、名 稱

鑛山吹奏樂團音樂大會

一、實施方法

- 1 本大會ハ豫選大會及ビ優勝大會ノ二部ニ分ツ
- 2 豫選大會ハ左記ノ地域別ニ開催シ、福岡市ニ於テ豫選
 合格樂團ノミノ優勝大會ヲ開催スルモノトス
- 3 開催期日
 自昭和十七年一月上旬至一月中旬ノ豫定
- 4 豫選及優勝大會開催地
 豫選大會………飯塚市、福岡市
 優勝大會………福岡市
- 5 參加資格
 イ 各樂團々員中音樂ノ特技ニヨリ雇傭セラレタル者
 ノ參加ヲ認メズ
 但シ指揮者ハエノ限リニ非ズ
 ロ 二組乃至三組ノ樂團ヲ有スル鑛山ニ於テハ是非共

全組ヲ參加セシムルコト

6 演奏練習期間

第六回鑛業報國強調週間終了後豫選大會開催期日前迄
 トシ、指揮者缺員中ノ鑛山ニ付テハ希望ニ依リ本部會
 幹旋ノ上責任アル指揮者ヲ派遣スルコトアルベシ

7 演奏曲目

イ 課題曲 一曲

海軍省推薦 武富邦茂作詞

「護れ太平洋」瀨戸口藤吉作曲（バンドの友社發行第
 一九五號）

ロ 隨意曲 一曲

ハ 合奏曲

「愛國行進曲」 軍艦行進曲」「護れ太平洋」
 「太平洋行進曲」（以上ノ曲ハ何レモ歌詞齊唱）
 ワルツ曲「波を越えて」（以上五曲ハバンドの友社
 發行）
 ワルツ曲勝鬨」（管樂研究會發行）

合奏曲ハ優勝大會ニ於テ演奏シ右ノ他隨意曲中ノ適

當ナルモノヲ數曲選出シ演奏ス

課題曲、隨意曲ハ夫々一曲ヲ演奏シ最終マデ曲目ヲ
 變更セザルモノトス

8 審査及審査員

イ 地域別ノ豫選大會ニ於テハ夫々三樂團ヲ選出スル
 ナ原則トスルモ技術伯仲シ甲乙ヲ附シ難キ場合ハ四
 乃至五樂團ヲ選出シ優勝大會ニ參加セシムルモノト
 ス

ロ 優勝大會ニ於テハ本大會優勝樂團及ビ二、三等ノ
 樂團ヲ決定ス

審査員

豫備海軍々樂長	志	波	孝	一氏
三井三池染料樂長	大	友	胞	治氏
門鐵樂長	平	井	淳	衛氏
日鐵樂長	寺	井	源	治氏
熊本放送局樂長	毛	屋	平	吉氏

9 褒賞

イ 本大會出場ノ樂團全員（指揮者ヲ含ム）ニ參加章（メダル）ヲ授與ス

ロ 優勝大會ニ於テ優勝セル樂團ニハ優勝旗及ビ記念品ヲ授與ス

品ヲ授與ス

ハ 優勝大會ニ、三等ノ樂團ニハ夫々記念品ヲ授與ス

10 賛助演奏

三井三池染料吹奏樂團

11 放送

優勝樂團ハ本部會幹旋ノ上優先的ニ所屬地方放送局

ヨリ放送ノ機會アルモノトス

一、經費ニ付テ

出場樂團全員ノ旅費（往復共）ハ本部會ニテ負擔ス

茶 殻 回 收 運 動

資材部では炭坑使役馬の代用馬糧として茶殻の回收運動に着手、地方部會を開いて運動方法を協議、直に實施にうつした。

炭坑使役馬の代用馬糧として茶殻回收運動に就て

一、炭坑に使役されて居る馬は無言の産業戦士である。

炭坑使役馬は高度國防國家建設に今日一番必要なる石炭増産の大使命を果しつゝある物言はぬ産業戦士である。

今我が互助會炭坑のみを見ても毎日五百三十餘頭の是等

無言の戦士が蹄の音も勇ましく日毎の鞭打に何の不平も言はず、又怠けるでもなく唯黙々として石炭産業戦線に馳騁活躍して居る態を見ると可憐と云ふよりも寧ろ感謝の念禁じ難きものがある。

一、無言の産業戦士に國民協同一体の愛護心を注げ

馬に打つ鞭は報國慈悲心の鞭であつて断じて虐待の鞭であつてはならぬ。而も是れを愛護するのは獨り使役者のみならずべきにあらず全國民の協同愛護心が一丸となつて注がれる眞の愛馬心でなからねばならぬ。

一、愛馬心の發露として先づ馬糧を十分に與へよ

時局の波は馬糧として今迄與へて居つた麩、大麥、糠等の主食物が不足するので代用食問題が當然考へられねばならぬ實情にあるは周知の事實にして多くを説く必要なく、お互の食糧が統制されたのと同様である。今後今迄の主食馬糧が増産され或は配給が今少し圓滑化される様に努力しなければならぬことは勿論であるが、最も手近い而も効果ある代用食が得らるゝならば焦眉の急救對策が講じられねばならぬ。

一、茶殻馬糧化報國運動の必要

そこで今回農林省馬政局指導の下に茶殻を馬糧化する運動が全國一齊に行はれることになつたのは當然であるが

眞に喜ぶべきことである。是れは軍馬に限らず炭坑馬匹

の馬糧補充として炭坑の馬は炭坑人が一丸となり此の運動を開始し目前困つて居る馬糧入手難を取り敢へず打開することに努力せねばならぬ。

一、茶殻が馬糧としての價值

茶殻が代用馬糧としての價值は既に證明済みであつて別紙成分に依り大麥に匹敵する營養價値が證明されてゐる今迄廢物として塵箱に棄てられて居たものが立派な代用馬糧となり眞の國民愛馬心の高揚となる全く一石二鳥三鳥の大なる收獲であり目易い廢物利用の尤もなる事業である。

一、一捆の茶殻から千萬金

凡そ日本人の生活に茶殻の生じない家庭はない筈である朝夕茶殻を無雜作に棄て、居つたものを僅かの努力と注意で大切に採り一日乾かせば立派な茶殻として馬糧化されるから極めて簡単な手間で済む。一日に僅かな一捆みではあるが「塵も積りて山となる」と云ふ言葉通り一ケ年

全國民が協力して回収すれば實に五百三十六萬貫となり
 大麥の價格に換算すると三百二十萬圓(別紙参照)と云ふ
 驚くべき巨額となると云ふに至りては眞に一擲の茶殻よ
 り千萬金を生み何萬頭かの馬が飼はれ之れが國家に役立
 つことを特に銘記すべきである。

一、炭坑人は先づ炭坑使役馬を活せ

前に記述した通り現在本會所屬炭坑だけでも五百頭以上
 の馬匹が馬糧の不足に汗みどろになつて居る。現在の馬
 糧入荷では愛馬も榮養不良に陥る虞れがある。勿論増産
 配給方に付當局への陳情もして居るが今日目前の馬糧不
 足を補ふ火急の方策の必要に迫られて居る際であるから
 取りあへず炭坑の馬は炭坑人が活かすことを目標に馬を
 使役の炭坑は言ふ迄もなく馬を使役して居らぬ炭坑でも
 愛馬心の發露と報國心の心掛を以て此の茶殻回収に協力
 されんことを切望する次第である。

一、毎日各家庭から出る「茶殻」は昨今飼養料不足の折柄軍
 事上は勿論、産業上の馬糧として最も重寶にて茶殻が馬

糧としての榮養價值は大麥に匹敵することは既に軍部共
 の他の方面に於て試験済みとして證明されて居り今回農
 林省馬政局指導の下に都市農村の區別なく全國的に「茶
 殻馬糧化報國」運動が起されることとなり地方婦人團體
 が一齊に此の運動を開始する事になり、我國に於ける茶
 としての量は一人一ヶ年の消費量は平均百三十四匁にし
 て今其の二分の一の六十七匁が茶殻になると見て内地人
 口八千萬人より生ずる茶殻は實に年間五百三十六萬貫と
 なる之れが大麥の榮養價值に匹敵すれば一貫匁の價格六
 十錢に換算して三百二十萬圓の巨額を示し今迄の廢物
 が時局下の大なる使命に利用されることとなることを懇
 起すると是れが回収に於て絶大なる協力をすべきである

一、茶殻の成分左の通り

- 一、水分 一一、六%
- 一、粗蛋白質 二二、九%
- 一、粗脂肪 四、三%
- 一、粗灰分 三、九%

一、粗纖維

一、可溶性無機鹽物

一、カフェイン

一、タンニン

其の他グイタミン〇若干を含む

二、供出上の注意

- 1 茶殻を陽に乾して良く乾燥させ「カビ」の生へぬ様に
 すること。
- 2 従來濡新聞紙等に混じて座敷の掃除等をして掃き集
 めたものには木綿針等が入つて居て馬に思はぬ害を興

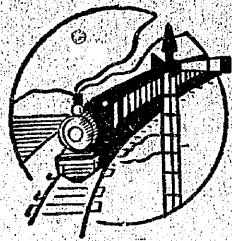
〈た實例あり注意すること〉

3 茶の種類は何でもよいが番茶の中に太い幹等の異物
 は可成り取除くこと

三、供出方法

- 1 家庭で婦人が中心になり之が回収
- 2 隣組に大きく呼かけること
- 3 婦人團體の事業として回収すること
- 4 蒐集場所(各炭坑にて設定のこと)
- 5 馬の使用無き炭坑は蒐集し互助會の指示を待つこと

以上



炭坑訪問 (その五)

早良炭坑

清風生

西新町停留所を過ぎると、電車は單線になつて、突然都

會から田舎へ突入した感じである。やがて室見川を過ぎる

それから愛宕山の麓をめぐつて竹ノ山四丁目下車、直ぐ

側に積込場、ソラもう早良炭坑に着いた。

左の坂道をのぼりつめたところに立派な病院が立つてゐ

た。玄關には早良綜合病院とある。その前を通り過ぎると

今度はトンネルだ。

「事務所はトンネルの向ふです」

と聞いてゐるが、このトンネルが、いかにも長くて、暗

らかつたのでタチ／＼したのは我ながら恥しい。エンドレ

スと共にトンネルをくゞりぬけると、パツと海が見える。

なるほど、早良炭坑は海邊であつた。

「モシ／＼庶務の事務所はどこでせうか」

坑内から出て来たばかりの地下戰士に訊ねると

「庶務？ サア、金ウケの事務所ならこの上ですが。」

と教へてくれる。どこの炭坑でも金ウケの事務所は大抵

庶務と一緒であるからと、ひとりうなづき、またテク／＼

と坂をのぼつた。

大炭坑の割合に事務所は何だかみすばらしく見えるが、

しかし却つてそれが頼母しく思はれて来るのはどうしたわ

けだらう。外に粗にして内に富也といふ感じである。堅實

剛健と言ふ感じもする。名刺を通じ、型の如く應接間に通

された。型の如くお茶も出た。しかしお茶を持つて来たのは
型の如く女の給仕さんでなく、小さい男の給仕さんであ
つた。

應接室の窓からは、西公園、博多灣等一目に見わたされ

い、景色である。室内はスチームが通つて逆も暖かい。但

し大きい鐵管をラジエーター代用にしてある。どこ／＼ま

でも質實剛堅なのに感心した。

待つ程もなく荒木氏が入つて来られる。

「よその炭坑にいやうなこと、何かありませんか」

「そうですね。炭坑が大都會内にあると言ふことが珍らし

いでせう。全国的にみて、――それから風光明媚なことも

そうでせうかね。山あり川あり海もありと言つたわけで」

「その上、萬事便利で勞務者の人々も恵まれてゐるわけ
ですね」

「それが、あんまり便利過ぎて困ることがあるのです。と

言ふのは、炭坑の福利部で映畫等を勞務者に見せますのに

餘程すぐれた、面白い、しかも新しいのを見せなければ、

大不平なのです。大都會のおかげで、一寸出て行けば新し
い面白いのが見られるので「古いのや、つまらないのは無
料でもイヤだ」と言ふわけです」

「ナールホド……ところで向ふの煙突は何ですか」

「あれは捲の動力に蒸氣を使つてゐるのです。これも他

所には珍らしいかも知れません。いろ／＼の事情で一部し

か電力を使用してゐません。全く恥かしい話です」と言は

れたが、自分の炭礦に使ふ動力を自分の炭礦で賄ふことは

立派なことだ。質實剛健だ。

話は愛宕神社に及んで

「愛宕神社は土地のものより遠方の人に信仰されてゐま

す。山の神の社はその直ぐ傍にあります」

愛宕山にはケーブルカーがある。

早良炭礦の職員の人々は自分の名を書いた腕章をつけて

大ハリキリである。あまり仕事のお邪魔をしてもと思ひお

暇を告げる。歸りは勞務者の社宅の間を通つて室見川の岸

へ出た。室見川には白魚が獲れるそうだ。

本會記事

早良炭坑は大正三年十二月、姪ノ濱鑛業株式會社經營として創業、その後昭和六年に至り早良炭礦株式會社に繼承今日に至つたが交通便利の地にあるだけに將來の發展が豫

想せられてゐる。尙同會社專務取締役鈴木要藏氏は北九州石炭統制組合の設立委員に推され、今度はまた同組合の評議員に選任せられてゐる。(をばり)

本會事務所一部移轉

石炭鑛業互助會は今度、北九州石炭統制組合の設立により本會の事務は一切これに吸収されることになつたが、資材部はその性質上急速に統制組合に屬するを餘儀なくせられ十二月一日福岡事務所福岡市橋口町松屋商事内に移轉を完了した。

風戸總務以下職員四百餘名參加、愉快に一日を過した。

定刻國旗掲揚、國民儀禮の後、風戸總務の挨拶、山本社長の訓辭あつて閉會式を終り直ちに百米決勝を開始し二人三脚、ボートルレー等つき／＼に競技を展開し午後三時終了した。

資材規正懇談會設立趣旨

資材部では今度資材規正懇談會を設立した。右はその設立趣旨である。

秋季体育大會は絶好の秋日和の下十一月九日午前九時より若松國民學校々庭に於て開催、山本社長、八代支配人

自由經濟時代ニ於テハ生産資材、確保ハ用度係ノ所謂「腕」ニ依リ解決シテ來タノデアルガ、從ツテ消費ノ節約、規正

互助會体育大會

ノ必要性モ炭礦自体ノ經濟上ヨリハ問題トナルモ、コレガ確保上ニ於ケル必須條件デハナカツタ。

然ルニ滿洲事變以後支那事變處理ト云フ非常時局ニ際會シ遂行上需給調整ノ必要ヲ生ジ、生産、配給、テ、之ガ處理消費ニ對シ一元統制ヲ實施スルコトニナリマシタ。

此ノ間ノ事ハ今更説明スル迄モナク既ニ承知濟ミノ事ト思ハレルニ付、茲デハ省略スルモ今世界ハ一國ノ例外モナク舉ゲテ全体主義國ト自由主義國トノ鬭争ノ火中ニアリマス、從ツテ樞軸陣營タル日本ノ立場ハ所謂A B C D包圍陣ノ壓迫ヲ受ケテ居ルノデアリマス。

勿論現在ノ處、戰爭當事國デナイカラ直接武力的脅威ハ感じテ居ナイガ、經濟的ニハ極メテ深刻ナ包圍壓迫ヲ受ケツツアルノデアリマシテ既ニ經濟戰ハ開カレテ居ルノデアリマス。

A B C D包圍陣ノ對日輸出禁止、日本資金ノ凍結等其レデアリマス。

從ツテ統制ヲ必要タラシメタ物資不足ノ原因ハ從來一國對

一國戰當時ノソレト趣ヲ異ニシ戰爭ノ結果デナクシテ、不足其ノ儘ノ姿ト云フ事デアリマス。所謂武力戰ノ前ニ最早

日本ハ銃後戰ヲ開始シテ居ルノデテリマシテ、然モ諸資源ノ乏シイ日本ハソノ深刻ナ戰ヒテ戰ヒツ、アルコトヲ認識シナケレバナライノデアリマス。ソノ勝敗ハ支那事變處理、東亞共榮圈ノ確立ト云フ國家目的ノ遂行ニ重大影響ヲ生ズルモノデアリ、從ツテ經濟統制ノ成否ハ、國家存亡ノ「キイ」タリトモ云ヘル事ヲ考ヘルナラ統制經濟ノ施行モ單ニ統制ノ爲メノ統制デナク、モツト重大ナ意義ノアルコトヲ認識サレルト思ヒマス。

從ツテ國家的ニ石炭増産ハ最重要ナリトシテ、ソノ目的達成ノ必要資材ノ要求ガソノ儘承認出來ナイ國家的矛盾性ノ苦シサガアルワケデアリマシテ、斯ク考ヘテ來ルトキ統制ノ様態ガ需要者側ニ在リテハ單ニ漫然タル消費ノ節約ト云フ消極的ナ方法デハ解決ノ出來ナイ迄ニ緊張化シテ居ルノデアリマス。

今一歩進メテ企業ノ整理統合、坑内外技術陣ノ動員ニ依ル

増産資材規正ノ研究等、例へば「アロック炭坑」、運炭線ノ合同、使用計畫、集團探掘、區劃探掘ノ必要資材、若シクハ増産出炭對必要資材ノ對比研究等資材統制上ニモ幾多ノ解決要目ノ累積ヲ見テ居ルノデアリマス

此ノ事ハ少イ資材ニ依ツテ増産目的ヲ達成スルタメニハ、今少シ露骨ニ云へば我々ノ生クルノ道ハ此ノ問題ノ解決ナクシテハアリ得ナイノデアリマス。

今ロソ我々ト炭坑技術陣ノ「ガツチリ」組ムノ時デアルコトヲ痛感スルモノデアリマス。

以上ノ意味ニ於キマシテ資材部内ニ技術懇談會ヲ設立セントスルモノデアリマス。

資材規正懇談會規約

- 第一 本會ハ資材規正懇談會ト稱シ事務所ヲ石炭鑛業互助會資材部内ニ置ク
- 第二 本會ハ石炭鑛業互助會々員各炭礦ト石炭鑛業互助會資材部トヲ以テ組織ス
- 第三 本會ハ石炭企業上必要ナル資材劃正確保ノタメ各會

員炭礦相互並ニ石炭鑛業互助會資材部ト石炭生産技術上ノ連絡、懇談並ニ研究ヲ目的トス

第四 本會ハ前條ノ目的ノ爲ニ毎月一回例會ヲ開キ臨時必要ニ應ジ臨時會ヲ開催ス

例會並ニ臨時會ハ石炭鑛業互助會資材部之ヲ主催シ會員炭坑ノ要求アルトキハ、之ニ應ジテ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第五 本會ハ第三條ノ目的ノ爲見學、視察其ノ他印刷物ノ頒布ヲ爲ス

第六 前二條ニ掲ゲタル事業ヲ爲スニ必要ナル經費ハ會員ヨリ實費徴收スルモノトス

統制部記事

自十月一日至十月三十一日

- 一、十月六日 於福岡市 福岡部會 秋吉部長出席
- 一、十月八日 於後藤寺町 田川部會 秋吉部長出席

一、十月十日

於若松炭商組合

日本石炭主催事務打合せ

秋吉部長、鍋島副長、福島課長、田中七社員、福本社員出席

一、十月十一日

於若松商工會議所 商務委員會

滿洲向道炭關係他

秋吉部長、鍋島副長、福島課長、福本、村上社員出席

一、十月十八日

日炭本社下期配給計畫其他事務打合せノタメ

秋吉部長、福本社員同伴上京

一、十月二十四日

於本社 特殊用炭追加割當ニ對スル關係業者招集打合せヲナス

鍋島副長、村上社員福島課長出席

一、十月二十四日

解福、中部統制會社訪問、代行任入打合せノ爲メ

秋吉部長出張

一、十月二十五日

大阪統制會 同 同

一、十月二十九日

於炭商組合 市内商務委員並ニ指定商招集

一、秋吉部長ヨリ日炭トノ交渉成行其ノ他經過並ニ方針等説明

針等説明

一、村上社員ヨリ統制課ノ事務關係打合せ

一、福島課長ヨリ十六年下期賣炭方針ニツキ説明

一、十月三十日

於市公會堂 全國石炭統制會西部支部總會

秋吉部長出席

一、十月三十日

秋吉部長佐世保出張所ニ出張

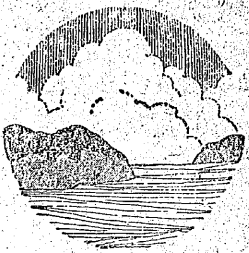
石炭採掘權設定並ニ移轉 (十月中)

石炭採掘權設定

採掘番號	所在地	面積	礦業權者
沖 四、五	八重山郡竹富村	九、〇四五〇	東洋産業株式會社
長 六六三	北松浦郡今福町	四六、五三〇〇	昭和炭業株式會社
〃 六六四	〃 福島村	六六、二八〇〇	
〃 五五〇	美禰郡於福町	五四、七〇〇〇	山田新松外一
〃 五五一	〃	五、〇〇〇〇	
福 一三八八	朝倉郡小石原村字珠山村	九六、一四九〇	寶珠山礦業株式會社
山 五五二	小野田市、厚狹郡原南村	五、五三八〇	深井光藏
福 一三八九	山門郡大和村、三橋村	九五、八〇〇〇	山門炭礦株式會社
山 五五三	豐浦郡西市町美禰郡於福村	三三、七〇〇〇	古川 浩

石炭採掘權移轉

採掘番號	所在地	新礦業權者	舊礦業權者
佐 四四四	西松浦郡東山村、山代村	兒玉 幸吉	兒玉 志計
〃 四〇九	西松浦郡東山村、山代村	兒玉 幸吉	兒玉 志計
〃 二九三	西松浦郡山代村	久恒 貞雄	久恒 貞雄
〃 四三五	西松浦郡大山曲川	久恒 貞雄	久恒 貞雄
〃 四三八	西松浦郡山代村、東山代村	久恒 貞雄	久恒 得郎
〃 一〇五五	遠賀郡岡垣	大和 藤兵衛	福岡礦業株式會社 清算人 大和原三郎
〃 二二三	田川郡添田大任	大和 藤兵衛	同 右
山 五五	佐波郡八坂	太陽産業株式會社	岡村 登市
福 一二九一	遠賀郡水卷町	八隅 清太郎	清水 卓一



炭界日誌

(自十月二十日
至十二月三日)

福井生

十月二十八日 (火)

△山本日本石炭社長松本健次郎氏が來若した。

△重要産業指定規則に於て石炭が指定され同時に石炭統制會の設立命令が出た。

十月三十日 (木)

若松市公會堂に於て石炭統制聯合會四部支部總會が開催された。

十一月一日

△午前十時より商工省日比谷分室に於て石炭統制會準備委員會を開催した。委員長松本健次郎氏。

十一月四日 (火)

△日本石炭臨時株主總會が開催され、役員改選の件を合決した。

△石炭統制組合の設立委員會が開催された。

十一月六日 (木)

△商工省では臨時省議を開き小金燃料局長官より石炭情勢に關し説明を行つた。

十一月十八日 (土)

△石炭統制組合(北九州、西九州、山口)の創立總會が開催せられた。

十一月二十二日 (土)

國民動勞報國協方令本日より公布された。

十一月二十五日 (火)

△礦業聯合會では理事會並に評議員會を開催、滿場一致解散を承認した。

十一月二十六日 (水)

△石炭統制會が創立された。

十一月二十七日 (木)

△若松石炭商同業組合四十週年記念式と表彰式が開催された。

△石炭輸送對策協議會では、石炭荷役統制について門鐵局、熊本遞信局宛陳情した。

十二月二十八日 (金)

△全國石炭統制聯合會では緊急支部長會議を開き、共販問題につき協議した。

十二月三日 (水)

△福礦局管内石炭統制各組合役員の顔觸れが決定した。

石炭鑛業互助會解散式に於ける講演

互助會の解散につき所感を述べ

福岡鑛山監督局
總務部長

岡田秀雄

互助會の歴史を顧みて

石炭鑛業互助會
會長

山本平八

互助會の解散と私の願ひ

石炭鑛業互助會
理事兼議院議員

松尾三藏

輝く歴史と傳統を誇つて來た石炭鑛業互助會はこの度國策に順應して解散を行ふことになり十二月十三日若松商工會議所に於て解散式を舉行した。本部より山本會長、武内專務、八代支配人初め各部課長の外に橋上、松尾、金丸、田籠中島(森)、西木、西田、上田、吉原、加茂の各重役、理事の出席があり、特に福岡鑛山監督局より岡田總務部長の臨席があつた。過去十一年間會と苦樂を共にして來た會員の面上には流石に一脈の淋しさがないでもなかつたが、超非常時下進んで國策に協力せんとする決意が其の眉宇に溢れてゐた。左に當日の岡田總務部長、山本會長、松尾重役の講演を掲載し以て互助會の最後の記録とする次第である。

互助會の解散につき所感を述ぶ

福岡鑛山監督局
總務部長

岡田秀雄

本日は傳統と歴史を誇つて居ります互助會の解散式があると言ふことをお聞き致しまして、親しく局長より御挨拶申上げる筈でありましたが、よんどころない事情の爲に参りかねまして私が代りに出席させていたゞいた次第であります。それでは一寸所感を申述べて見たいと思ひます。御承知のやうに支那事變始つて以來次々と統制が行はれてまゐりました。その間、官僚統制の弊害も論じられ、官といはず民といはず知慧をしぼりました結果こゝに官僚統制の缺陷を打破し統制するもの、せらるゝものゝ區別をなくして官民一体の組織を作り公益優先の考へを以つて運営して行くことになつたのであります。去る十一月二十六日石炭統制會の誕生を見、福岡鑛山監督局管内に於ても山口、北

九州、西九州の三地區組合が設立せられたのであります。組織が出来た以上互助會、西部石炭等は發展的解消を一日も早く新しい統制組合の中にとけこんでもらひたい。そして從來の互助會精神に益々磨きをかけて今後は組合員として國家に貢獻願ひたいと存じまして年末で多忙中にも拘はらず十五日までに解散してもらひたいとお願いしたのであります。尙この統制組合員を以つて組織する指定會社もこの組合の管轄區域に合はせる爲に改組してもらひたい。それも來年一月一日より業務が運用せらるゝやうにしてもらひたいと非常に幹部の方々に對し無理な注文をしたのであります。幸に會及び會社の幹部の方々はよく私共の意のあることを汲取られまして又會員各位に於かれましても

快よく御賛成下され互助會の解散總會を舉行せられましたことは誠に感謝に堪えない次第であります。尙統制組合設立に對しては會の首腦部の方々に並ならぬ努力をおねがひ致しました。

御承知の通り十二月八日長くも米英に對する宣戰の御詔勅が下りました。

今や東亞永遠の平和確保、大東亞の萬民各々その處を得さしむるため戰宣の火蓋が切つて落されたのであります。開戰三日にして我が軍は前史未曾有の戰果を收め我等眞に血湧き肉おどるの感が致すのでありまして皆さんと共に皇軍將兵に對し感謝感激に堪えないので有ます。思へば明治の昔日清、日露の戰爭に國民の尊き血を流したのであります。これが言ひかへれば今日の大東亞戰爭の準備であつたのであります。この大東亞戰爭に失敗すれば日清、日露戰爭は何の爲に戰つたか分らなくなるのであります。我々ほどのやうなことがありましてこの大東亞戰爭に勝たねばなりません。我々は我々の心の中に湧き出る信念なり、

にかゝり、延いて一般産業戰士が一生懸命ものを作らぬかにかゝつて居るのであります。

今度の戰爭に大東亞戰爭と言ふ名がつけられたのは東亞共榮圈を作ると言ふ意味が含まれてゐるものと承知してゐますが、この東亞共榮圈と言ふものは何かと申しますと、私は斯様な考へ方をして居ります。普通家庭に於て飯を食ふ時にはその中の家長が上席に坐る。その次は主婦なり或は年長順に坐るべき順序があります。居候など居れば一ばん末席に坐るか台所で冷飯を食ふのであります。逆に東洋に於ては冷飯を食ふべきものが床の間を背負つて坐り、當然床の間に坐るべきものが逆に冷飯を食つてゐる。まづ日本がやつと室の隅で飯を食つてゐる状態で、インドや支那など冷飯も食はしてもらへないのであります。これが順序通り坐つて飯が食へるやうになれば始めて東亞が安住の地になるのであります。この本來の冷飯食ひであるべき米英を冷飯食ひに落そうといふのがこんどの大東亞戰爭であります。しかし一度上席で飯を食ひつけたものは、その味が忘

確信があります。今日我々が相手としてゐる米英は世界中でも最も大きな國であります。第一次歐洲戰爭に於て最初、英國はドイツにたゞきつけられました。ドイツはルクセンブルグを攻略しパリに迫つた。誰しもドイツが勝つと信じて居たにも拘はらず最後はねばりづよい英國が勝つたのであります。

米國は國が出来てまだ百六十年しか経つてゐないが、若しだけに元氣がある。その持つてゐる經濟力も比類がないのであります。我々はドイツが第一次歐洲戰爭に負けた原因を知らねばなりません。ドイツは武力で負けたのではなく、銃後國民の結束がくづれて負けたのであります。我々國民は一億一心火のかたまりとなつて突進しなければならぬのであります。ある軍事専門家は「近代的裝備を施した一人の兵士を作るのには十數人の勞務者が必要である」と言つてゐます。支那事變勃發以來現在に至るまで三〇〇億に近い戰費を使つて居りますが、かやうに考へるとこの戰爭がうまく行くか行かぬかは戰線の兵士が安心して働けるか否か

れられず右にかじりついても上席を守らうとするのでありませう。我々銃後にあるものは戰爭に必要なものを賄ふと同時に供給して行かねばならぬ重責を帯びてゐるのであります。それには石炭が必要なのであります。こゝに先刻の松尾代議士の言葉が干釣の重味を以つて我々の胸を打つてあります。本年は六百萬噸の増産の目標が立てられてありますが、上期の成績を見るとどうも思はしくないのがあります。あまり期待出来ない状態であります。國が最も期待してゐるのは九州、山口の炭であります。福岡鑛山監督局管内に於ける鑛業人は特に九州の炭が大切である事を御認識願ひたいのであります。炭が出ない理由として六月末の水害と勞務者の不足、資材の不足、食糧の不足等があげられて居ります。もとより何れも眞實であります。私は直接の原因として勞務者諸君が自分が日本人なる事を忘れてゐないかと思ふのであります。たゞ賃金によつて雇はれてゐるのだ、賃金を儲ければよいのだと言ふ考へならば幾ら米を配給し、如何に奨励しても増産は出来ません。

自分が食へるだけ儲けたら後は仕事を休むやうでは炭は出ません。此の事は事業主の方もよく氣を付けてもらいたいと思ひます。たゞ賃金を支拂ふのに何故働かぬかと言ふ様な理由の下に勞務者に對して鞭をふるつても効果はありません。勞務者をして眞の日本人に立ち直らしむる決意がなければ駄目であります。十二月八日戦争勃發以來私があつた人達の話を聞きますと、よく時局を認識しまして從來忘却勝ちの者も一生懸命働き出したやうに聞いております。日本勞務者がこの日本興隆の爲に一致して働かねばならぬと奮起したならば石炭増産など案外樂々出来るのではないでせうか。況んや先刻松尾代議士の言はれたようなことは簡単に出来るのではないかと思ふのであります。石炭勞務者に對する米の増産も來年度より出来るのではないかと思ひます。我々も出来るかぎり善處したいと思つて居ります。事業家の諸君も、勞務者の諸君に對して「非常時局を是非共乗り切れ大和魂を發揮せよ、昔元寇の際九州男

子が元の兵を打破つた歴史を思ひ起し現在のこの國難を九州の炭で乗り切るのだ」と言ふことをハッキリ認識させて貰ひたいのであります。

歴史と傳統を誇る五助會は茲に國策に順應し或ひは山口或ひは北九州、西九州と分れることになりました。各組合とも理事長には立派な人が御就任になりましたから理事長を中心として和衷協力時局突破の爲め益々奮闘あらんことを切望してやみません。北九州地區は他の組合と異なり指定會社が他の組合に關係がありますので一應解散し新しい會社を設立することになりました。本日その認可も下りた様であります。そして一月一日から業務を開始するので株式の引受等を急速に行はねばなりません。監督局の立場からも宜しく願ひ致す次第であります。

ドイツがヒットラー總統の指導の下に年三億乃至四億の石炭を扱つてゐる實情を考へると我が國の石炭を産出は實に微々たるものがありまして誠に外國に對しては慚愧に耐へないわけでありませう。

この際かゝる石炭統制の組織が出来た事はなかく意義あることと思ひます。非常に簡單で御座いますが聊か所感

を述べた次第であります。

(文責在記者)

互助會の歴史を顧みて

石炭鑛業五助會會長

山 本 平 八

今回我々は新しい時勢に伴ひまして發足を致すことになりましたが、從來の石炭の團體が全くペンションになるのだとお考へになるのは間違ひであります。それはつまり從來の自由主義(?)と言ひますか、同じ業者の利害關係を引込ませて國家全体の利益、最高目的に向つて進み業者の利害は後廻しにすると言ふ意味でありまして互助會の一切が御破算になるのではないと私は信じます。つまり發展的解消であつて、産業人としてつとめて行くことには少しも

變らない。業者の利害關係は引込ませねばならぬと言つても業者の利害が國家の要求するところと一致すれば遠慮す

ることは少しもない。しかし實際に於て摩擦が起りやすいので統制會と言ふものが出来、統制組合と言ふものが出来たのであります。この間の事情については皆さんに報告しなければならなかつたのであります。新体制の發足はすべて民間側から形を作つて申請するのではなく、上の方から立案してそれを下に向つて命令せられるのであります。皆さんに報告をする機會がなかつた。我々としても相濟まないと思ひます。

變らない。業者の利害關係は引込ませねばならぬと言つても業者の利害が國家の要求するところと一致すれば遠慮す

石炭統制會の議の起つたのは昭和十二年で竹内可吉氏の燃料局長官時代でありまして、石炭生産協議會、石炭販賣

協議會と云ふものが出来た。私もそれらに参加して居たのでありますが、我々互助會は主として生産協議會に主体を置くやう主張をした。その時はまだ昭和石炭がゐる販賣の方の參謀をつとめてゐた。生産の方には石炭鑛業聯合會がありました。いろいろの事情でこの二つがしつくりしてなかつた。我々は専ら配給協議會は後でよい現在の業者でやらせて間違つたところを直せばいいぢやないかと説いたのであります。

吉野商工大臣も石炭業法案を作られたやうに聞いてゐます。結局生産方面は後廻しになつて配給協議會が先に出来配給統制法が出来、日本石炭が出来たのであります。

竹内長官の時代でありましたが同長官が廣く關係團體に向つて諮問を出された。「適正価格はいかにすればいいか」「配給方法はどうか」「適正価格はいいか」と言ふ問題でありましたが互助會では役員會を開いて案を練り回答をしました。現在の配給統制業務要綱の骨子はその殆ど全部が互助會の回答であります。細大もらさずのつてゐます。無論ブル標準

氏の手腕一切を認められ統制會長が決まると同時に大臣の認可を得、また福岡監督局長、總務部長の御推薦もあり新理事長が決定したのであります。この間の消息をありのまゝ皆さんにお傳へしておきます。尙ほ來年一月一日より設立せられます配給會社の社長も兼任されることになつて居りますが特に私が申上げたいことはこんどの理事長、社長は互助會々長の社長と違つて非常に難かしいと言ふ事であります。上の方から色々命令が来る。それが自然と皆さんの業務にも影響があることになります。業者の要望も入れなければならぬ一方全体主義から来る命令も聞かねばならぬ。御承知の通り重點主義の氣分が強いからなかく困難な事情に直面することにならうと考へます。この點については皆さんもよく御諒承になつて理事長の職責がうまく行くやうに御後援願ひたいと思ひます。話が後先になりましたが解散と同時に野上名譽會長が辭任になりますが、皆さんと共に深甚なる感謝を表したいと思ひます。其の他長老重役、理事に於かれても多年の功勞に對し厚く感謝の意を

價格のこともあれば仲買商を大、中、小に分けて統制することもすべてふくまれて居ります。さてこの配給統制法が實施せられなくても何かしら物足りない感じがするのは即ち生産に關して一貫した國策を取ることが出来なかつたこととあります。それが今度の重要産業團體合によつて出来上つたのであります。之がもつと早く出来ればよかつたのですが統制會の話が起つただけ、長い間前途が不透明であつたため種々の問題が起つたのであります。理事長につきましても北九州以外ではいろいろの問題が起つたやうであります。私の取りました處置については皆さんの御諒解を得たいと思ひます。もとの形ならば新組合員の總意によつて決めるのですが、こんどは上から任命して來るのであります。それでまあちつとして居ればいいわけですが理事長候補の推薦方を九月十一日の重役會に於て一任されたのであります。私は重役會の議を從來の慣習によつて新株主の意志といふ風に信じ充分皆さんの期待に副ふべく武内専務を推薦した次第であります。監督官廳に於ても武内

表する次第であります。組合が三つに分れた爲に中島相談役始め肥前支部の吉原支部長等を西の方に送りすることになつたのは一沫の淋しさを感じるものであります。私の方へとしては福岡鑛山監督局管内を三つにお割りになつたのはどうかと考へております。多分これは非常に大きい爲にお割りになつたと思ひますが、生産統制と配給統制については打つて一丸とならねば本當の統制は難かしい。我々互助會は數年前から横の連絡を企て、西部、宇部、北海道常磐と共に全國中小鑛業團體を連絡しようと言ひ、もう直ぐにでも出来上る筈であつた。しかしヒューライシステムによる統制會が出来ると言ふことを知つておましたからそれを知りながら横の連絡をすることは不穩當であると思つて中止したのであります。それにしても福岡監督局内は一つにならねばならない。生産、配給、輸送、それから仲買の統制等の關係を考へれば直ぐ分ります。まぢくにして出来ることではない。中小炭礦は机上論では統制出来ません。「見互助會のやることはバカ／＼しいやうであるが

いろいろの事情が介在してゐるのであります。私共の気分としては組合を一つに筑豊支部、北九州支部、西部支部と言ふ風にしたいと考へて居ります。とにかく我々の大幹部の方々を西九州にお送りして淋しいのであります。が今後とも相提携して参りたいと思ふのであります。

尙ほ今度の新組合の組合員は鑛業権者に限られてゐる關係上、直接仕事をやつて居られない人や斤先業の方は重役評議員にはなれないのであります。全く實際と一致していません。當局としても遺憾に存じて居ります。常に奔走していただゝいてゐる松尾代議士、古くからの功勞者有江重役上田重役等が去られることは當局として淋しいのであります。武内氏もなやまれることでありませう。しかしそれが爲にどうと言ふことほないと考へております。

少し長くなりますがこれから互助會が通つて來ました主な事につき話をしてみたいと思ひます。私如き若僧が今日まで互助會の會長として大過なくつとめさして参つたのであります。が、實は互助會の氣風と私の氣持がピッタリあつて

ゐたのであります。この互助會の精神を以つて進むことが

我々石炭産業に關するかぎり國策に副ふものであると言ふ信念を持つてゐたのであります。互助會が出來ましたのは今より十一年前、昭和五年でありまして足かけ十二年になります。昭和五年始め野上氏、橋上氏、田籠氏、金丸氏、其の他の長老各位が參加され筑豊石炭鑛業互助會と言ふものを作られた。當時の炭坑は二十七坑でこれがそも／＼互助會の母体となつたのであります。初代會長は故金丸勘吉氏、副會長に野上辰之助氏、幹事長は橋上保氏でありました。その後十年間は荊棘の道でした。大体石炭鑛業の如き國策産業について大炭坑は表面に立つて少しも言はない。

互助會も頼まれてやつたわけではないが重要な問題に對しては率先してやつたのであります。撫順炭問題についてもその通りであります。昭和五年、六年頃は石炭ばかりでなく、すべての産業は不況のドン底にありまして昭和八年になつて次第にのぼつて來たのであります。が、その不況時代にあつて二割五分の送炭制限を大手に向つて談判した。今

から思へば夢のやうであります。また撫順炭についてもその通りで、當然の權益を以つて得た撫順炭を日本に送るのは當然であると言つてゐたのですが、年二百二十萬噸を百六十萬噸までに喰ひとめたのであります。一寸をかしな問題ですが撫順炭は採算を取つてゐない。鐵道はたゞみたいにしてドン／＼送り込み、日本の炭鑛業界を攪亂したのであります。誰にも出來なかつたこの送炭制限を互助會がやりとげたのは實に偉大であります。

撫順炭はいくらでも出ると言つてゐたのはすつと前のことで六、七年前から次第に減退して居ります。この限りある撫順炭を何年でも先に送つたと言ふのは日本石炭鑛業に對して大なる貢獻をして居ることになるのであります。當時港頭貯炭は三十五萬噸にも達し消費地貯炭も十五萬噸から二十萬噸の貯炭は普通で上海、マニラは石炭の唯一の輸出市場であつた。恐らく我々は後世の子孫に笑はれるだらうと思つてゐますがハラスト代りのアメリカヘ二、三杯つんだこともあります。とにかく餘計に掘らねば採算がとれな

いので随分濫掘した。それを何割か制限せよと言つて叫ん

だのは日本燃料界に對する大きな手柄であります。無論、自分の事業可愛さにやつたことですけれども、それが延いて天下國家の問題に大いに貢獻してゐるのであります。地方的問題として互助會が參加したのは解争議や電力料金値下げなどありますが何れも無事解決しました。また中小鑛業の婦女子入坑禁止緩和の如き既に法律で定められたものを陳情して目的を達成した。これもなか／＼大きい問題であります。普通の生産業者には出來ないことでもあります。事變が始まつて以來石炭の生産配給について全面的に統制しなければならぬといふ聲が上りましたが、互助會では十二年頃から炭價の値上げを叫び、十二年一月から段々値上げして十三年九月ストップになつた。これも昭和石炭株式會社の主腦者の力が足りなかつた爲め幾分値下げと言ふことになりました。事變中ではあり、低物價政策が叫ばれて來た爲め其の間前後六回値上げした結果が中小關係で七圓八十錢値上げとなり、大半は値上げしなくともいふと言ひな

がらついで来てやつぱり次第に上つてこれも三圓五十錢程上りました。自然互助會との間に四圓三十錢の値差がついて來たのであります。その代り不況になると逆に互助會と同じ足なみを取つて居ることになるのであります。若し互助會が値上運動をしなかつたならば上級炭は十一圓ソコ／＼になつてしまつたでせう。連もこの値段で現在〇〇〇〇萬觔もの出炭は確保出來なかつたと信じます。十三年から十六年までに出炭した總額は〇〇〇〇〇〇〇萬觔にもなりません。應當り五圓違ふものとするれば總額〇〇〇〇〇億圓に達しませう。この金額は無論株主にも撒かれたに違ひないけれども、その中の幾らかは増産の方に向けられたことと思ひます。それが今日〇〇〇〇萬觔確保されてゐる原因となつて居ります。炭界に互助會があつたことは實に天佑ではなかつたらうかと考へるのであります。私は昨年であつたが互助會報に「神の命するまゝ」と言ふ文を載せたことがあります。互助會は三、四年前に國難を救つてゐる

助けた様に石炭鑛業界の互助會がそれに當つてゐるのではないかと今でも考へて居ります。配給統制法が出來ますとき我々は反對をしました。北海道、宇部、常磐と共に聯盟して陳情書も出しました。それがそれをよく見て下さい。我々の言つた通り現在なつてゐる統制法に反對したのではない。一足とびに規則を出すのは早い、事變下にあつて石炭増産をつゞけさせる爲めには現在の形をこはしては駄目だ。現在の形を生かしてやれ。それが出來ないならば少くとも一年の準備期間をおいてくれと主張し、監督官廳に訴へたのであります。當時物資調整局と言ふものがあつて、第一部が鐵と石炭でありまして、小金さんが鑛産局長で第二部長を兼ねて居られました。配給統制法に反對した眞意はこう言ふ譯であります。監督官廳に於ても民間に任せられでもない、だらうと思ひますが、やつぱり大命令を出してレールの上を走らせる必要があつたらうと承知してゐる次第であります。

以上なが／＼とお話しましたが、互助會がトップを切つ

て新しい体制に向つて出發する門出にあつて思ひ出話をした次第であります。互助會の會長は初代が金丸勘吉氏で金丸氏がなくなつたのが昭和十二年の十二月十六日、習年野上副會長が會長になりました。其の後、野上氏が北京で軍管理の仕事をなさいます關係上、留守勝らになると言ふので私が副會長に推され、更に私が會長に推されることになりました。今日まで三つと三年近くなります。その間、長老重役始め皆さんの先鞭の御庇護を受けて今日に及んだのであります。その點について茲に厚く感謝の意を表する次第であります。どうも有難う御座いました。今後は清算事務が残りますし、後の心配は別にあります。けれども事情のゆるすかぎり武内理事長、社長の後楯となりた

別れするのであります。もう一つのお願ひは今後會社の幹部の中には私が日産化學からつれて來てゐるものがありますが、日産が今度統制會に單獨加入になつたからと言つて今でさへ人手が足りなくて困つてゐるのを見ながら引戻すことは情に於いてしのびない。またその人達も互助會にふみとどまつて中小炭鑛のお世話をしませうと快く納得しております。八代支配人、秋吉君等のことについても一切武内理事長に於てすべてお世話していただくことになりました。だから心残りはありません。しかし、何れにせよ重役始め皆さんの御支授がなければその職責を果すことは出來ないでせう。どうぞ私よりも宜しくお願ひしておきます。これにて御挨拶を終ります。

(文責在記者)

互助會の解散と私の願ひ

石炭礦業互助會理事
衆議院議員 松 尾 三 藏

互助會の解散にあたりまして皆様一言御挨拶申上げると共に御願ひをしたいと思います。私がこれから申上げることは先程山本會長がお話しになつたこと、多少重複するところもありますがお許し願ひます。

この互助會と言ふものが組織せられましたのは昭和五年九月で故金丸勘吉氏が初代会長となられ、野上氏が副會長本日御出席になつてゐる橋上氏が幹事長、尙ほ長老として中島、久恒、北代、田籠、藤井の各氏が組織にあたられました。故人の高野代議士、同じく故人の岡部亭藏氏、本日御出席の有江伊作氏それから原口政吉氏、不肖私等もこれに参加して居つたのであります。

互助會が生まれました時はその力は全く微々たるもので職員と言つても風戸主事外僅かに三人でありました。會が

出来まして二、三年と云ふものは互助會は「勢力団体だ産業団体ではない」と言ふ風在世間から見誤られて居つたのであります。先程山本會長もお話しの通り昭和五、六年の不景氣はとも言葉には言ひ盡くされませんでした。中小炭礦は事業中止をしなければ歩みがとれない様になつておりました。この前後策について互助會では再三再四協議を重ねたのであります。協議を重ねる度毎に百圓或は二百圓と經費の要ることが出てくる。その經費に實は困つたのであります。仕方がないので幹部の人々がその經費を出し合せたのであります。しかし中小炭礦はどうにも行かなくなつたので先程御話しの通り撫順炭のどん／＼入つてくるのを防止するより外はない。そうしたら中小炭業も窮

状が救はれないかと言ふことに一決しました。その運

動の費用をどうして作つたか、それはとゞで皆さんに申上げるのは誠に恥かしいやうな方法で二萬圓の金をやつと作つたのであります。いよ／＼撫順炭防止運動の爲上め京と決り上京委員として各理事、それに相談役、風戸主事等が決定しました。上京委員は時の首相齋藤實閣下に面會、この事についてお願ひをしました。又荒木陸相、永井拓相始めその他各大臣に面會陳情致したのであります。その間委員は力がなかつた爲に鐵道ホテルの小さな室を借りうけて毎日各方面に陳情して廻つて居たのであります。しかしどうも陳情が思はしくない。この上陳情しても仕様がなない。恐らく國で皆さんが結果をお待ちになつてゐられるに相違ないけれども致し方ない。一先づ中間報告をせねばなるまいと言ふので私が歸つて來ました。そして若松において會員の方々に報告をした。ところが會員の人々は非常に熱心で「我々が事業を中止するのは仕様がなないが、我々がやめたら稼働者が困る。折角こゝまで來たのだからもう一とぶんばり陳情してくれ、我々も應援をする」と言つて會員の

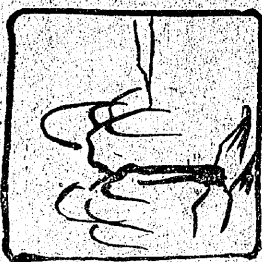
中から代表者として野見山謙二、富士豊州氏が出られました運動に取りかゝつたのであります。その時の有様はまるで百姓一揆のやうでありました。白い旗に撫順炭防止と書いて押し立て、主婦會の人々が赤い襷をかけてゐますが、あんな風に白い襷を肩からかけ、それにも撫順炭防止と書いてあります。鍋、釜、米を提げて縣廳に到り縣廳の前の廣い庭はこれらの人々で埋もれたのであります。我々代表者は縣知事中山佐之助氏に會つて窮状を訴へました。ちよ／＼と内閣がかはつて知事のところには休職の辭令が來てゐました。自分が福岡縣にゐる間にこれを片づけねばならぬと、大いに骨を折つて下さつたが、誠に氣の毒でありました。とにかく撫順炭の一部防止が出来まして世の中の人々もやつと互助會が勢力団体でなく産業団体であることを認めて來たのであります。會員も増加し職員の数も四百人餘りになり、この非常時國家に貢献をなすことが出来ますのは誠に有難いことでもあります。

若し重要産業団体令が出ないならば、互助會は宇部、常

警、北海道等に呼びかけて共に更に炭界の爲めに努力する積りでありましたが、かゝる時局となり重要産業団体も出来まして規則によつて互助會を解散し新しい機構の下に發足することになりました。もとよりこれは當然のことでありませぬ。次に皆さまにお願ひがあります。先日の臨時議會に於ていよいよ、米英戰爭を致すことが察せられました。私は十一月二十七日から十二月七日までの間に議會報告演説會を十七回開きまして、その度毎に話したことであります。本年の石炭の出炭数は申されませんが増産目標は六〇〇萬噸であります。これだけ増産しなければ軍需工業始め各工業は圓滑にゆかない。しかし御承知の如くいろいろの事情のためにこれだけの増産が出来なくて或ひは國策遂行にヒビが入りはしないかと心配してゐるのであります。増産しようとするれば他を頼んでは駄目です。自分の力で

増産を圖らねばなりません。六〇〇萬噸と言へば非常に多い。報告演説會において私は聴衆が炭坑の附近の人達から申しました。六〇〇萬噸をどうして増産するか、今本縣に勞務者が〇〇萬人ある。この〇〇萬人が一人一月是非一疋増産してもらひたい。一日でわれれば五十六斤である。毎日このエビジョーク二杯が國家を救ふのである。皆さまは責任をもつてこの五十六斤を出して下さい。しかし本縣内で六〇〇萬噸は増産出来ないけれども本縣で〇〇萬噸の増産が出来れば残り後は他の地方で増産出来るだらう」と申したのであります。幸ひ皆さまは多數の地下勞務者を使用してゐらつしやる。炭坑にかへられましたら勞務者に對しどうか私が今申上げた一人一日五十六斤をいかなることがあつても出して國を富まして國を勝たせるやうおさとしを願ひたいのであります。これを以つて終りと致します。

(文責在記者)



編 輯 後 記

石炭の重要性、殊に戰時に於ける重要性は今更贅言を要しない。従つて我々炭業に従事する者の責任の重大さも又贅言を要しないところである。献金無論可。しかしして石炭増産は献金に優ること數等である。

石炭鑛業互助會は發展的解消を行ひこゝに十數年の輝く歴史の幕を閉ぢた誠に感慨無量である。

しかしその炭界に盡した功績は誠に偉大であつて後世までその名は消えないであらう。本號は互助會の解散を飾る意味で解散總會に於ける山本會長、松尾代議士、岡田總務部長の演説を掲載した。

本紙は互助會の發展的解消と共に會報の使命も完遂したので、應解消し新年號より「北九州石炭時報」と改装し

統制指導原理に基く使命の機關紙として讀者諸公に相見ゆる事となつた。引き続き御愛讀を乞ふ。

讀者諸公に於かせられては既に御承知の如く北九州石炭統制組合長並に北九州石炭統制株式會社の理事長及社長には會員總會の下に前専務取締役武内禮藏氏が就任された事は會員のためのみならず我炭界の爲め喜ぶ可きで氏の豊富なる經驗と過去に於ける鮮やかな手腕は今更ら稱ゆる迄もない所である。切に氏の自愛御奮闘をお祈りする

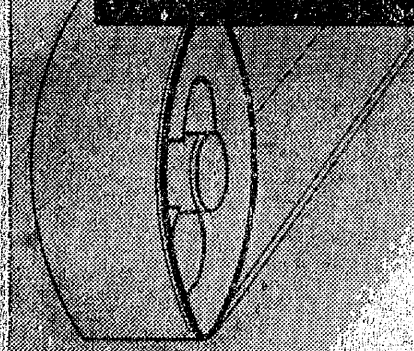
本年は洵に多事多端の歳であつた。

組合及び會社新機構の下、皇紀二六〇二年の希望の新春を迎ふるに當り更に捲土重來、紙面、内容とも刷新しお目見得し度い。

畏くも米英に對する宣戰の御詔勅は下され大東亞戰爭は此所に火蓋を切つた。遂に來るべきものは來たのである。抜討にハワイの米海軍を一刀兩斷返す双でマレーの陸海軍を斬つて落した我皇軍の強さよ。この強大な皇軍あつてこそ我々は安心して業にいそむむことが出来るのである。

戰爭勃發して以來軍に殺到する献金は一日三百萬、四百萬と鰻登りに増加してゐると言ふのは即ちこの軍へ感謝の端的表現であらう。

V型ベルト
 コンベヤベルト
 傳導ベルト



關東ゴム調帶株式會社九州營業所

福岡市博多下呉服町一番地
 電話東〇五一三番
 本社營業所 東京市京橋區越前堀一ノ二
 電話〔二四四四・三九六一
 京橋〔六〇七二・九三〇一
 工場 東京市深川區枝川町三ノ六
 電話 深川一四二九

互助會報

指定印刷所

小倉市下津四三九
 東海印刷株式會社
 電話〇一二六二番
 社長 柴田 六郎

互助會報・第六卷第十一號

料 讀 識
 一冊 金參拾錢 郵稅共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金六前金ノコト

昭和十六年十二月二十四日印刷納本
 昭和十六年十二月二十八日發行

若松市木町三丁目
 石炭鑛業互助會

發行人 風戶 道康
 編輯人 柴田 六郎

小倉市下津四三九番地

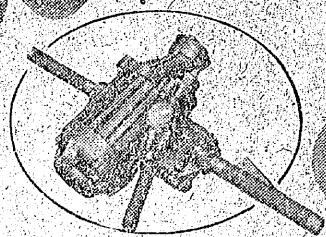
印刷所 東海印刷株式會社
 電話〇一二六二番

福岡縣若松市木町三丁目

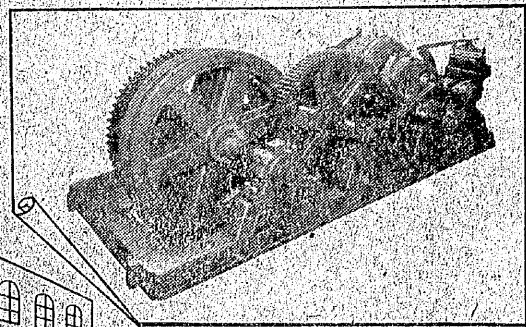
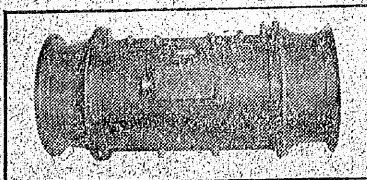
發行所 石炭鑛業互助會

電話〔長四七八番
 七〇九番

礦山界 願 麟兒!! 好評請々!!



株式会社千代田製作所



石炭礦山用電機專門製作

刊主録進皇

本店 大阪市西淀川区佃町一三七八番地
電話(45)代表七三五八番
東京支店 東京市神田区錦町三丁目一番地
電話神田(25)三〇八一番
福岡支店 福岡市七小町一三番地
電話東(2)五〇五六番

力威新之界機洗水炭石

用採御所究研料燃省工商賜



機取採粉微式和々千許特實專

機洗水式利々千許特實專

長 特 の 機 本

- 一、果進昇流 吸取絶無
- 二、選別顯著 再洗不要
- 三、調節自在 炭種不問
- 四、機械堅牢 故障絶無
- 五、敷地狭少 設備低廉
- 一、微粉採取 紛炭水洗
- 二、除砂完行 灰分低下
- 三、排滴完全 採粉高率
- 四、操作簡單 常費輕微
- 五、機械堅牢 設備低廉

(設計應依頼)

(說明書贈呈
即納機在庫)

所作製和々千

壽和々千主所
(番三二一話電) 町衣羽市方直縣岡福

最高級 最高馬力用 日本一品質

印 プレイキライニング

(在庫豊富)

フレイキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードプレーキライニングの製法と同様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製プレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)織なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御期待を。

最高級のフレイキライニング 本品の右に出る物なし

印 ニューマチックホース
アマノ式ベントスリーブ 發賣元
マノ式C.Tプロテクター

マコト護謨工業所

代表者 天野靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話西(2)4678番 振替福岡16695番

出張所、代理店關係名

及其ノ取扱品名

奈須野機械有限會社九州出張所
エー・ゼー・ゴム洋行九州出張所
三和興業株式會社九州出張所
OK式六〇〇型コイルドリル發賣元
株式會社直方鐵工所特約販賣店
株式會社國末製作所特約販賣店
株式會社鈴木機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式會社九州代理店
合資會社 鬼頭製作所九州山口代理店

コンベヤーモーター 小型電氣捲揚機
エヤーホース サクシヨシホース カツブリンクゴム ハツキング
鑿岩機 ヒツクハンマー類 日立製特約販賣店
四分ノ三馬力 一馬力 一馬力半 コイルドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 白洗管
ヒツバラ
空氣壓縮機
カーボンブラッシュ メトリックカーボンブラッシュ
全鋼製チエーン フロツク並ニトロリフロツク

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
自動車機械ポンプ類
鑄鋼車輪齒車製作

樺

島

商

會

福岡市上呉服町五番地

電話東二四八〇・二四八一番

私書函博多局第六九號

振替福岡三〇三〇二番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印 プレイキライニング

(在庫豊富)

フレイキライニングは

世界第一の評あり、英國フェロードフレイキライニングの製法と同様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製フレイキライニングは其の殆ど全部が手織（人力）製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機、クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及眞鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御期待を。

最高級のフレイキライニング 本品の右に出る物なし

印 ニュー マチツクホース



アマノ式ベントスリーブア 發賣元

マノ式C.Tプロテクター



マコト護謨工業所

代表者 天野 靖 市 郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話西(2)4678番 振替福岡16695番

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
自動車機械ポンプ類
電氣機械
鑄鋼車輪齒車製作

樺

島

商

會

福岡市上呉服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番
私書函博多局第六九號
振替福岡三〇三〇二番

出張所、代理店關係名

及其ノ取扱品名

奈須野機械有限公司九州出張所
エー・ゼー・コム洋行九州出張所
三和興業株式会社九州出張所
OK式五〇〇型コイルドリル發賣元
株式会社直方鐵工所特約販賣店
株式会社國末製作所特約販賣店
株式会社鈴與機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式会社九州代理店
合資會社 鬼頭製作所九州山口代理店

コンベヤーモーター 小型電機修繕機
エヤーホース サクシヨシホース カツプリングゴム パツキング
鑿岩機 ヒツクハンマー類 日立型特約販賣店
四分ノ三馬力 一馬力 一馬力半 コイルドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 自洗機
ヒツパライ
空氣壓縮機
カーボンブラッシュ メトリックカーボンブラッシュ
全鋼製チエーン ブロツク並ニトドリイブロツク

營業品目

傳導用ゴムベルト
 傳導用Vベルト
 コンベヤーベルト
 ニューマチツクホース
 サクシヨンホース
 ホースメンター
 布入ゴム板
 ヘルトワツクス
 スバイラルパツキング
 其他鑛山用ゴム製品
 フレーキライニング
 ローハイドピニオン



横濱護謨製造株式会社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大坂町九番地

電話 ⑤ 0342番

振替福岡 25450番

福岡市薬院堀端七番地
 筑豊
 石炭統制會福岡支部

昭和三年九月七日第一種郵便物可
 昭和五年三月五日印刷物可

毎月一回二十日發行
 昭和六年二月十八日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會